

南アフリカ
特許法

2002 年第 58 号特許改正法により改正された 1978 年第 57 号

目次

序

- 第 1 条 本法の章区分
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 本法の適用
- 第 4 条 国は特許により拘束を受ける

第 I 章 管理

- 第 5 条 特許庁の設置
- 第 6 条 特許庁の印章
- 第 7 条 特許登録官
- 第 8 条 特任裁判官の任命
- 第 9 条 代理人は本法に基づく事項においてのみ行動する

第 II 章 特許登録簿及び特許公報

- 第 10 条 特許の登録簿
- 第 11 条 信託は登録できない
- 第 12 条 登録簿の閲覧
- 第 13 条 登録官は請求に基づき登録簿からの情報を提供する
- 第 14 条 特許公報

第 III 章 登録官及び特任裁判官の権限及び義務

- 第 15 条 登録官の権限
- 第 16 条 登録官及び特任裁判官による裁量権の行使
- 第 17 条 特任裁判官の一般的権限
- 第 18 条 特任裁判官の下での手続
- 第 19 条 特任裁判官の下における手続に関連する処理手順は高等裁判所の手順に従う

第 IV 章 特許代理人及び特許弁護士

- 第 20 条 特許代理人及び特許弁護士の資格及び登録
- 第 21 条 特許試験委員会
- 第 22 条 弁護士の特権
- 第 23 条 特許代理人又は特許弁護士の名称の登録簿からの抹消及び特許代理人又は特許弁護士としての業務の停止
- 第 24 条 特許代理人及び特許弁護士として業務を行う資格がある者

第 V 章 特許出願

第 25 条 特許を受けることができる発明

第 26 条 一定の状況において免除される発明についての事前の知得又は公表

第 27 条 特許出願を行うことができる者

第 28 条 発明又は特許の権利に係る紛争

第 29 条 出願の共同所有権

第 30 条 特許出願の方式

第 31 条 優先権の主張

第 32 条 明細書の内容

第 33 条 優先日

第 34 条 出願及び明細書の審査

第 35 条 出願の審査結果が出願人に不利な場合の手続

第 36 条 特定の場合に出願を拒絶する権限

第 37 条 出願の補正又は新たな出願の場合の手続

第 38 条 完全明細書を仮明細書に変更することができる状況及び出願の日付を遅らせる措置

第 39 条 追加特許の取得方法及び効果

第 40 条 出願の失効

第 41 条 失効した出願の明細書の処分

第 42 条 完全明細書の受理の通知及び公告

第 43 条 公衆による閲覧

第 VA 章 特許協力条約に基づく国際出願

第 43A 条 解釈

第 43B 条 共和国を指定する国際出願の効力

第 43C 条 受理官庁、指定官庁及び選択官庁としての特許庁

第 43D 条 国内処理

第 43E 条 国内段階の開始

第 43F 条 運用

第 VI 章 特許の付与、存続期間及び効果

第 44 条 特許の付与及び捺印

第 45 条 特許の効果

第 46 条 特許の存続期間

第 47 条 失効した特許の回復

第 48 条 回復された特許の特許権者の権利

第 49 条 特許の共有

第 VII 章 訂正及び補正

第 50 条 誤記の訂正及び書類の補正

第 51 条 明細書の補正

第 52 条 登録簿の更正

第 VIII 章 ライセンス

第 53 条 実施許諾用意

第 54 条 特許の裏書の取消

第 55 条 従属特許に係る強制ライセンス

第 56 条 特許権の濫用の場合の強制ライセンス

第 57 条 ライセンスに係る契約の終了

第 58 条 ライセンスの効果

第 IX 章 特許及び特許出願の譲渡，差押及び抵当権設定

第 59 条 法の適用による特許の譲渡及び移転

第 60 条 特許及び特許出願の譲渡，差押及び抵当権設定

第 X 章 特許の取消

第 61 条 特許の取消に係る申請の理由

第 62 条 複数の発明から構成される特許

第 63 条 発明者は一定の状況において詐欺を理由とする取消の後に特許を取得することが

第 64 条 特許の自発的放棄

第 XI 章 侵害

第 65 条 侵害訴訟

第 66 条 侵害に対する損害賠償に係る制限

第 67 条 新たな製品に関する推定

第 68 条 一部有効な明細書の侵害に係る救済

第 69 条 非侵害に係る宣言

第 69A 条 非侵害行為

第 70 条 侵害訴訟をもってする理由のない脅迫に係る救済

第 71 条 条約国の船舶，航空機及び陸上車両に係る特則

第 XII 章 証拠

第 72 条 証拠としての登録簿

第 73 条 一応の証拠としての登録官の証明書

第 74 条 有効性の証明

第 XIII 章 特任裁判官及び裁判所への不服申立

第 75 条 登録官についての特任裁判官への不服申立

第 76 条 特任裁判官についての裁判所への上訴

第 77 条 特任裁判官の決定を最終のものとして受け入れる合意

第 XIV 章 国による発明及び特許に係る権利の取得

第 78 条 国による発明又は特許の取得

第 79 条 一定の特許の国への譲渡

第 80 条 大臣は一定の状況において発明を秘密にしておくことを義務付けることができる

第 XV 章 違法行為及び罰則

第 81 条 登録簿に虚偽の記載事項を記入すること，又は虚偽の記載事項若しくは写しを作成，提示若しくは提出することに対する罰則

第 82 条 特任裁判官，登録官又は職員を欺き又はこれらに影響を及ぼす目的で虚偽の陳述を行うことに対する罰則

第 83 条 特許庁の職員又は従業者による特許の取引の禁止

第 84 条 「特許庁」の文言の不正使用に対する罰則

第 85 条 物品が特許を受けているとの一定の虚偽表示に対する罰則

第 XVI 章 雑則

第 86 条 書類は郵送できる

第 87 条 送達宛先

第 88 条 期間の計算

第 89 条 手続における不備の容赦又は訂正

第 90 条 契約から排除される一定の条件

第 91 条 規則

第 92 条 以前の法律の改正

第 93 条

第 94 条

第 95 条 法律の廃止

第 96 条 略称及び施行

附則 廃止される法律

序

第1条 本法の章区分

本法は、それぞれ次の事項に係る章に分かれる。

第I章 管理(第5条から第9条まで)

第II章 特許登録簿及び特許公報(第10条から第14条まで)

第III章 登録官及び特任裁判官の権限及び義務(第15条から第19条まで)

第IV章 特許代理人及び特許弁護士(第20条から第24条まで)

第V章 特許出願(第25条から第43条まで)

第VA章 特許協力条約に基づく国際出願(第43A条から第43F条まで)

第VI章 特許の付与、存続期間及び効果(第44条から第49条まで)

第VII章 訂正及び補正(第50条から第52条まで)

第VIII章 ライセンス(第53条から第58条まで)

第IX章 特許及び特許出願の譲渡、差押及び抵当権設定(第59条から第60条まで)

第X章 特許の取消(第61条から第64条まで)

第XI章 侵害(第65条から第71条まで)

第XII章 証拠(第72条から第74条まで)

第XIII章 特任裁判官及び裁判所への不服申立(第75条から第77条まで)

第XIV章 国による発明及び特許に係る権利の取得(第78条から第80条まで)

第XV章 違法行為及び罰則(第81条から第85条まで)

第XVI章 雑則(第86条から第96条まで)

[第1条は、法律38/1997第26条により改正された。]

第2条 定義

本法において、文脈上他を意味しない限り、

(i) 「代理人」とは、第56条(2)(e)における場合を除き、第20条に言及される特許代理人若しくは特許弁護士又は第22条に言及される弁護士をいう。

(ii) 「出願人」には、死亡した出願人又は法的無能力者である出願人の法律上の代表者が含まれる。

(iii) 「条約国における出願」とは、次をいう。

(a) 条約国においてなされた特許出願

(b) 条約国においてなされた実用新案出願、又は

(c) 出願人が当該発明について自らの選択により特許又は発明者証の何れかを求める出願をする権利を有する条約国においてなされた発明者証を求める出願

(iv) 「特任裁判官」とは、第8条に基づいて任命される特許の特任裁判官をいう。

(v) 「条約出願」とは、共和国においてなされた特許出願であって条約国における関連出願に基づく優先権を主張するものをいう。

(vi) 本法の何れかの規定に関して、「条約国」とは、国家群及び他の国がその国際関係について責任を有する領域を含む国であって、大統領が、何れかの協定、条約、取決め又は約束を履行する目的で、官報での布告により、当該規定の適用上条約国である旨宣言したものをいう。「条約航空機」、「条約陸上車両」及び「条約船舶」の表現は、相応する意味を有する。

[「条約国」の定義は、法律 38/1997 第 27 条(a)により置き換えられた。]

(vii) 「裁判所」とは、何れかの事項に関して、その事項についての管轄権を有する南アフリカ最高裁判所の支部をいう。

(viii) 特許出願に関して、「出願日」とは、第 30 条(5)にいう日をいう。

(ix) 「発明」とは、第 25 条に基づいて付与される特許の対象となる発明をいう。

(x) 「公報」とは、第 14 条に基づいて刊行される特許公報をいう。

(xi) 「弁護士会」とは、1979 年弁護士法(法律 53/1979)第 56 条にいう弁護士会をいう。

[「弁護士会」の定義は、法律 49/1996 第 1 条により置き換えられた。]

(xii) 「大臣」とは、経済技術大臣をいう。

[「大臣」の定義は、法律 79/1988 第 1 条により置き換えられた。]

(xiii) 「特許」とは、共和国において発明に係る特許が付与された旨の所定の様式による証明書をいう。

[「特許」の定義は、法律 38/1997 第 27 条(b)により置き換えられた。]

(xiv) 「特許物品」とは、特許が付与され、かつ、現に効力を有する物品をいう。

(xv) 「特許権者」とは、その名称が特許の被付与者又は所有者の名称として現に登録簿に記載されている者をいう。

(xvi) 「特許協力条約」とは、随時改正され、共和国が加入し、共和国で効力を有する 1970 年 6 月 19 日の特許協力条約をいう。

[「特許協力条約」の定義は、法律 38/1997 第 27 条(c)により挿入された。]

(xvii) 「特許庁」とは、第 5 条に基づいて設立された特許庁をいう。

(xviii) 「所定の」とは、規則により定められていることをいう。

(xix) 「優先日」

[「優先日」の定義は、法律 38/1997 第 27 条(d)により削除された。]

(xx) 「登録簿」とは、第 10 条に基づいて特許庁に備えるべき登録簿をいう。

(xxi) 「登録官」とは、第 7 条に基づいて任命された特許登録官をいう。

(xxii) 「規則」とは、本法に基づいて定められた規則をいう。

(xxiii) 「明細書」とは、状況に応じ第 32 条(1)にいう仮明細書又は完全明細書の何れかをいう。

(xxiv) 「廃止法」とは、1952 年特許法(法律 37/1952)をいう。

(xxv) 「本法」には、規則が含まれる。

第 3 条 本法の適用

(1) 本法の規定は、本法の施行日前又は後の何れに付与されたかに拘らず、すべての特許に関して適用する。ただし、施行前に行われた出願に基づいて付与された特許は、

(a) 廃止法に基づいて取り消すことができたであろう理由による以外は取り消されず、

(b) 本法第 44 条(4)の規定を適用されず、

(c) (a)に基づいて取り消されない場合は、廃止法が廃止されなかったとすれば同法により満了したであろう日に満了し、また

(d) 廃止法第 39 条の規定が適用される。ただし、当該特許の存続期間は、5 年を超えて延長されることはなく、かつ、1979 年 1 月 1 日以降、当該延長期間について更新料の納付を必要としない。

[(d) は、法律 14/1979 第 1 条(1)及び法律 38/1997 第 28 条により置き換えられた。]

(2) 廃止法に基づいて開始された出願及び手続は、同法の規定に基づいて処理する。

第 4 条 国は特許により拘束を受ける

特許は、すべての面で、人に対して有するのと同様の効果を国に対して有する。ただし、国務大臣は、特許権者と合意する条件で、又は合意がない場合は、当該大臣若しくはその代理による請求に基づき、かつ、特許権者を聴聞した後に特任裁判官が決定する条件で、発明を公の目的で用いることができる。

第 I 章 管理

第 5 条 特許庁の設置

(1) プレトリアに特許庁と称する庁を設置する。

(2) 廃止法第 3 条(1)により設置された特許庁は、本条により設置されたとみなす。

第 6 条 特許庁の印章

特許庁に印章を備えるものとし、その印影は司法上認められる。

第 7 条 特許登録官

(1) 大臣は、公務に適用される法律に従うことを条件として、特許登録官を任命する。特許登録官は本法により自らに与えられた権限を行使し、かつ、自らに課された義務を果たし、また大臣の指示に従うことを条件として、特許庁の主たる監督を行うものとする。

(2) 廃止法第 5 条(1)(a)に基づいて任命された特許登録官は、本条に基づいて特許登録官に任命されたとみなす。

(3) 本法により登録官に与えられた権限又は課された義務は、登録官本人、又は登録官からの委任の下で、又は監督若しくは指揮の下で行動する職員が、これを行使又は履行することができる。

第 8 条 特任裁判官の任命

南アフリカ高等裁判所のトランスバール地方支部の首席裁判官は、同支部の 1 以上の裁判官又は臨時裁判官を、本法により特任裁判官に与えられた権限を行使し、かつ、課された義務を果たす特許の特任裁判官として随時任命する。

第 9 条 代理人は本法に基づく事項においてのみ行動する

第 19 条(3)及び第 22 条の規定に従うことを条件として、

(a) 本法に基づく事項又は手続であって、南アフリカ高等裁判所の何れかの支部における手続以外のものに係る当事者は、当該事項又は手続において、代理人によってのみ代理されることができ、かつ、地方支部又は最高上訴裁判所における手続の場合は、当該手続に適用される通常の手順に従うものとする。

(b) 代理人による署名がない限り、如何なる完全明細書も第 34 条に基づいて受理されることはなく、また、完全明細書の補正に係る如何なる申請も認められない。

第 II 章 特許登録簿及び特許公報

第 10 条 特許の登録簿

(1) 特許庁には、次の内容を登録する登録簿を備える。

(a) 特許出願人、特許の被付与者及び当該発明の発明者の名称及び宛先、並びに内容に基づく当該特許の分類、及び

(b) その他定められる明細

(2) 特許又は特許出願に影響を及ぼすすべての証書、契約、ライセンスその他の書類で登録簿に登録することを義務付けられているものの写しは、特許庁においてファイルするため所定の方法で登録官に提出するものとする。

(3) 登録官は、(1)に基づき登録簿に登録された事項に関する所定の索引を特許庁に備える。

(4) 廃止法第 6 条(1)に基づいて備えられた登録簿は、本法に基づいて備えられる登録簿の一部となり、かつ、廃止法第 6 条(2)に基づいて特許登録官に提出された証書、契約、ライセンスその他の書類のすべての写しは、本条(2)に基づいて登録官に提出されたとみなす。

第 11 条 信託は登録できない

[第 11 条は、法律 38/1997 第 29 条により廃止された。]

第 12 条 登録簿の閲覧

(1) 本法の規定に従うことを条件として、登録簿又は特許庁に提出された書類は、所定の手数料の納付があるときは、所定の時間内に公衆の閲覧に供される。

(2) (1)により付与される閲覧の権利は、登録簿又は同項にいう書類から機械的手段により複写又は抜粋する権利を含まない。ただし、登録官は、その管理の及ばない状況のために第 13 条において要求された書類の写しを過度の遅れなしに提供することができない場合は、当該写しを機械的手段で作成することを許可することができる。

第 13 条 登録官は請求に基づき登録簿からの情報を提供する

登録官は、何人かの請求に基づき、かつ、所定の手数料の納付があるときは、特許庁に提出され公衆の閲覧に供されている書類若しくは登録簿記載事項の写し又はこれに関する証明書を交付するものとする。

第 14 条 特許公報

登録官は、特許公報の定期的発行の手配を行うものとし、当該公報には、受理されたすべての完全明細書の内容について、関連する発明の内容及び目的を示すために必要とされる詳細事項、並びに登録官が望ましいと考える又は本法に基づいて同公報において公告されるべきその他の事項を含める。

第 III 章 登録官及び特任裁判官の権限及び義務

第 15 条 登録官の権限

- (1) 本法の適用上、登録官は次のことを行うことができる。
- (a) 証拠を受領し、かつ、宣誓供述書により又は宣誓に基づいて口頭により証言させるべきか否か又はどの程度まで証言させるかを決定すること
 - (b) 担当する手続において何れかの当事者に費用を裁定すること、及び
 - (c) 裁定した費用を所定の料金表に従って賦課すること
- ただし、当該裁定及び賦課は、特任裁判官による再審理に付することができる。
- (2) 裁定及び賦課された費用並びに再審理された場合は再審理された費用の納付は、南アフリカ最高裁判所トランスバール地方支部の裁判官により民事手続において裁定される費用の場合にけると同一の方法で執行することができる。

第 16 条 登録官及び特任裁判官による裁量権の行使

- (1) 本法により登録官又は特任裁判官に裁量権が付与されている場合は、(登録官又は場合により特任裁判官が定めた期間内に、出願人若しくは異議申立人又は登録簿により利害関係人とみられるその他の者からそうするよう請求されたときは)出願人若しくは異議申立人又はその他の利害関係人に審理の機会を与えることなく、その権限を出願人若しくは異議申立人又はその他の利害関係人に不利になるように行使してはならない。
- (2) 本法により、なされるべき行為又は事柄をする期間が定められている場合は、登録官又は場合により特任裁判官は、別段の明示規定があるときを除き、期間満了の前又は後にその期間を延長することができる。

第 17 条 特任裁判官の一般的権限

- (1) 特任裁判官は、通常、自己の下の手続に関連して、特任裁判官の下で手続が行われる場所の管轄権を有する南アフリカ最高裁判所の地方支部での民事訴訟において単独の裁判官が有するような権限及び管轄権のすべて(第 75 条にいう上訴審理権限を含む。)を有する。
- (2)(a) 特任裁判官は、自己の下における手続の当事者に対し、それらの手続において当該当事者に対して裁定される費用について、特任裁判官が満足する程度の担保を供託するよう命じることができ、かつ、この担保が供託されない限り、当該手続の継続を認めることを拒絶することができる。
- (b) 特任裁判官は、この担保が供託されるべきか否かを検討するに際し、当該当事者の勝訴の見込み又は誠意を考慮に入れることができる。
- (3) 特任裁判官により裁定された費用は所定の料金表に従って登録官により賦課され、かつ、この賦課は特任裁判官による再審理に付することができるものとし、また、そのように賦課された費用又は再審理された場合は再審理された費用の納付は、それらが南アフリカ最高裁判所トランスバール地方支部により民事手続において認められた費用であるのと同じ方法で執行することができる。

第 18 条 特任裁判官の下での手続

- (1) 本法に別段の規定がある場合を除いて、特任裁判官以外の法廷は、本法に基づく事項に

関する刑事手続以外の如何なる手続についても、審理及び決定を行う第 1 審管轄権を有さない。

(2) 本法に基づいて特任裁判官により審理及び決定されるべき手続については、登録官が指定するプレトリア内の場所において、特任裁判官により審理及び決定が行われる。ただし、他の場所における方が手続について都合よくかつ適切に審理及び決定が行われると特任裁判官に考えられる場合は、特任裁判官は、当該他の場所において手続の審理及び決定を行うことができる。

(3) 特任裁判官の下における手続の審理の間に、ある者が故意に手続を妨げ又は故意に特任裁判官若しくは当該審理に出席している者を侮辱し、又は他の態様で審理において不行跡を働く場合は、特任裁判官は、当該人を 1 月以下の禁固に処する命令を下し、又は当該人に対し 100 ランド以下の罰金の納付若しくは納付しない場合は 1 月以下の禁固を命じることができる。

第 19 条 特任裁判官の下における手続に関連する処理手順は高等裁判所の手順に従う

(1) 本法に別段の規定がある場合を除き、特任裁判官の下における手続に関連する処理手順は、可能な限り、南アフリカ高等裁判所トランスバール地方支部における民事訴訟の処理手順に適用される法律に従うものとし、また、これが存在せずかつ本法に関連規定がない場合は、特任裁判官は、本法の目的及び規定を正当に取り扱い、これに効力を与えかつこれを実行する上で最適と考える態様及び原則に基づいて行動する。

(2) 第 17 条(3)の規定に従うことを条件として、特任裁判官の決定又は命令は、費用に関する命令を含めて、同一の効力を有し、かつ、すべての目的で高等裁判所トランスバール地方支部の決定又は命令であるとみなされる。

(3) 特任裁判官の下での手続の当事者は、当該手続において自ら出頭し又は次の者を代理人とすることができる。

(a) 法廷弁護士

(b) 代理人、又は

(c) 1995 年裁判所出廷権法(1995 年法律第 62 号)第 4 条に基づいて高等裁判所への出廷の権利を付与されている弁護士

[(3) は、法律 10/2001 第 1 条により改正された。]

第 IV 章 特許代理人及び特許弁護士

第 20 条 特許代理人及び特許弁護士の資格及び登録

(1) 本法施行の日から 5 年以内のいつでも、共和国に居住する者は、所定の試験に合格し、所定の手数料を登録官に納付することにより、登録官から特許代理人として登録を受けることができる。

(2) 本法の施行時において廃止法に基づいて特許代理人として登録されているか又は登録されているとみなされる者は、本法に基づいて特許代理人として登録されたとみなされ、また、本法の施行時においてそのように登録される資格を有する者は、本法に基づいてそのように登録される資格を有するものとする。

(3) 共和国において弁護士として業務を行う資格を有する者は、所定の試験に合格し、所定

の手数料を登録官に納付することにより、登録官から特許弁護士として登録を受けることができる。

(4) 本法に基づいて特許代理人として登録されているか又は登録されているとみなされる者で弁護士として業務を行う資格を有するものは、申請により、かつ、如何なる手数料も納付することなく、登録官から特許弁護士として登録を受けることができる。

第 21 条 特許試験委員会

(1) 特許試験委員会と称する委員会を設置する。

(2) 委員会は、次から構成される。

(a) 大臣が決定するところによる、特許登録官又はその被指名者。委員長を務める。

(b) 弁護士会が指名し大臣が任命する者少なくとも 1 名

(c) 大学における常勤の法学講師であつて大臣が任命するもの少なくとも 1 名

(d) 南アフリカ知的所有権法協会が指名し大臣が任命する者少なくとも 2 名、及び

(e) 大臣が任命することがあるその他の者

(3)(a) 委員会は、次を行うことができる。

(i) 第 20 条にいう所定の試験に係る指導要綱を定めること

(ii) 所定の試験を受けるために志望者に求められる最低資格要件を定めること

(iii) 志望者が受ける学問的及び実際の指導の期間を定めること

(iv) 所定の指導科目の全部又は一部を、当該科目に関連する試験であつて委員会が認定した団体が行うものに合格した志望者に免除すること

(v) 大学が実施する試験を第 20 条にいう所定の試験として認定すること

(vi) 何れかの団体又は個人との協力の下に、(ii)にいう志望者の訓練、指導又は検査を手配すること

(vii) 志望者の行動、訓練及び指導に関する規律規則を設け、かつ、その執行について規定すること

(viii) 必要と認める試験官及び監督官を任命すること、及び

(ix) 本条の規定を適用するために必要又は適切であると考え他の事柄を行うこと
また、委員会は、次を行うものとする。

(aa) 第 20 条にいう所定の試験を実施すること

(bb) 所定の試験に合格した者に証明書を発行すること

(b) (a)に基づいて委員会が定める事項は、委員会により公報で公告されるものとする。

(4) 大臣は、財務大臣の同意を得て、次を定めることができる。

(a) 第 20 条にいう試験に係る志望者が納付する手数料

(b) 試験官及び監督官に支払う報酬

(c) 委員会の委員に支払う報酬及び手当

[施行日：1978 年 5 月 17 日]

第 22 条 弁護士の特権

(1) 弁護士として業務を行う資格を有する者であつて、廃止法に基づく何れかの事項又は手続の当事者を代理する権利を廃止法に基づいて有していた者は、本法の施行日から 5 年の期間、又はこの 5 年の期間内に所定の方法により登録官に対して行われる請求に基づいて、

登録官が当該人の属する弁護士会及び南アフリカ知的所有権法協会と協議の上、自己の裁量により認める 5 年を超えない追加期間の間、本法に基づいて相応する事項又は手続の当事者を代理する権利を有する。

(2) 当該期間の満了後は、当該人は、第 20 条に基づいて特許代理人又は特許弁護士として登録されない限り、このような権利を有さない。

第 23 条 特許代理人又は特許弁護士の名称の登録簿からの抹消及び特許代理人又は特許弁護士としての業務の停止

(1)(a) 第 20 条に基づいて特許代理人又は特許弁護士として登録されているか又は登録されているとみなされる者の名称は、南アフリカ知的所有権法協会及び該当する場合は関係する弁護士会へ所定の通知をした後に(これらは意見を述べることができる。), その者の請求に基づき、登録官が、特許代理人又は特許弁護士の登録簿からこれを抹消することができる。

(b) 第 20 条に基づいて特許代理人又は特許弁護士として登録されているか又は登録されているとみなされる者の名称は、次の何れかの者からの請求に基づいて、裁判所が抹消を正当化するのに十分と考える行動を根拠として、裁判所が、特許代理人又は特許弁護士の登録簿からこれを抹消することができる。

(i) 登録官。ただし、南アフリカ知的所有権法協会及び該当する場合は関係する弁護士会への所定の通知を経るものとし、これらは意見を述べることができる。

(ii) 南アフリカ知的所有権法協会。ただし、該当する場合は関係する弁護士会への所定の通知を経るものとし、弁護士会は意見を述べることができる。

(2) 第 20 条に基づいて特許弁護士として登録されている者の名称は、当該人の名称が弁護士名簿から抹消されている場合はその限りにおいて、登録官が、特許弁護士登録簿からこれを抹消するものとする。

(3) 第 20 条に基づいて特許弁護士として登録されている者は、弁護士としての業務を停止されている場合はその限りにおいて、特許弁護士としての業務を停止されているとみなす。

(4) 裁判所は、次の何れかの者からの請求により、第 20 条に基づいて特許代理人又は特許弁護士として登録されているか又は登録されているとみなされる者の特許代理人又は特許弁護士としての業務を所定の期間停止することができる。ただし、当該人は特許代理人又は特許弁護士として業務を継続するのにふさわしい人物ではないと裁判所が判断する場合に限られる。

(a) 登録官。ただし、南アフリカ知的所有権法協会及び該当する場合は関係する弁護士会への所定の通知を経るものとし、これらは意見を述べることができる。

(b) 南アフリカ知的所有権法協会。ただし、該当する場合は関係する弁護士会への所定の通知を経るものとし、弁護士会は意見を述べることができる。

(5) (1)(b)又は(4)に基づく手続において、当該特許代理人又は特許弁護士の関連する行動は特許代理人又は特許弁護士の登録簿からのその名称の抹消又はこれらの業務停止を正当化する根拠とはならないと裁判所が判断する場合は、裁判所は、その者を譴責し又はその者に 1,000 ランド以下の罰金の支払を命じることができる。

(6) (2)の規定に従うことを条件として、特許代理人又は特許弁護士の登録簿から抹消された名称の当該登録簿への回復を求める裁判所への請求に基づき、かつ、登録官、南アフリカ知的所有権法協会及び該当する場合は関係する弁護士会(これらは意見を述べることができ

る。)に対する所定の通知を経て、裁判所が定める条件の下で当該名称を当該登録簿に回復することができる。

(7) 本条に基づいて命令を発出する裁判所の書記官は、当該命令の写しを登録官に送付し、登録官は公報においてこれを公告する。

(8) 登録官は、本条に基づく請求を行うに際し、当該請求の日の少なくとも1月前に、当該請求の写しをそこで言及されているか又はそれに関連するすべての書類の写しと共に南アフリカ知的所有権法協会及び該当する場合は関係する弁護士会に提出するものとし、また、南アフリカ知的所有権法協会は、かかる請求を行うに際し、関係する弁護士会がある場合は、そこに、当該請求の写し及び書類の写しを提出するものとする。

第24条 特許代理人及び特許弁護士として業務を行う資格がある者

(1) 第22条の規定に従うことを条件として、何人も次のことを行ってはならない。

(a) 第20条に基づいて特許代理人又は特許弁護士として登録されていないにも拘らずそのような者として業務を行うこと

(b) 何らかの方法で、特許代理人若しくは特許弁護士と主張すること、又は自らが特許代理人若しくは特許弁護士であるか又はそのような者として法律により認められていると見せかけ若しくはそのように推測させるように目論まれた語若しくは名称、肩書若しくは表示を使用すること。ただし、次の何れかの場合はこの限りでない。

(i) 第20条に基づいて当該人が特許代理人又は特許弁護士として登録されている場合、又は

(ii) 当該人が、第20条に基づいて特許弁護士として登録されている者とパートナーシップを組んで弁護士として業務を行っている場合

(2) 本法の如何なる規定も、弁護士業務を行う者が、本法に基づく事項又は手続に関して、他人のために若しくは他人の代理として代理人に指図し、又はこれと通信することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該弁護士は、当該他人と当該代理人との間の仲介者としてのみ行動し、本法に基づいて代理人のみが行える事をしてはならないものとする。

(3) 本法に記載されている別段の規定にも拘らず、第20条にいう特許代理人であって、代理人でない者に雇用されているものは、本法に基づくすべての事項又は手続において、当該人又は当該人が指定する者を代理することができる。

(4) 特許代理人又は特許弁護士の登録簿から名称が抹消された者、又は特許代理人若しくは特許弁護士としての業務を停止された者は、名称が抹消されている間又は業務を停止されている間は、自己のみであれ他人とのパートナーシップ又は提携によってであれ、特許代理人又は特許弁護士として業務を行ってはならず、かつ、南アフリカ知的所有権法協会に所定の通知を行った上での登録官の書面による同意を得なければ、特許代理人又は特許弁護士の職業に関連する資格で雇用されてはならない。

(5) 如何なる代理人も、南アフリカ知的所有権法協会に所定の通知を行った上での登録官の書面による同意を得なければ、特許代理人若しくは特許弁護士の登録簿から名称が抹消された者、又は特許代理人若しくは特許弁護士としての業務を停止された者を、如何なる資格であっても、名称が抹消されている間又は業務を停止されている間は、状況を知りながら雇用してはならない。

(6) 本条の規定に違反する者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があった場合は、1,000

ランド以下の罰金又は 12 月以下の禁固に処せられる。

(7) 登録官又は南アフリカ知的所有権法協会は、本条の規定に違反する者に対する禁止命令その他の適正な救済措置を特任裁判官に請求する権利を有する。

[(7)は、法律 38/1997 第 30 条(a)により置き換えられた。]

(8) 弁護士に関連する法律の適用上、特許弁護士として業務を行う者は、弁護士として業務を行うものとみなす。

(9) 特許代理人としての資格で特許代理人により又は特許代理人に対して行われる通信は、弁護士としての資格で弁護士により又は弁護士に対して行われる通信と同じように、法的手続において開示を免除される。

[(9)は、法律 38/1997 第 30 条(b)により追加された。]

第 V 章 特許出願

第 25 条 特許を受けることができる発明

(1) 特許は、本条の規定に従うことを条件として、進歩性を有し、かつ、商業、工業又は農業に使用又は適用できる新規の発明に対して付与することができる。

(2) 次の何れかより成るものは、本法適用上の発明ではない。

(a) 発見

(b) 科学上の理論

(c) 数学的方法

(d) 文芸、演劇、音楽若しくは美術作品又はその他の美的創作物

(e) 精神活動、遊戯又は事業を行うための計画、規則又は方法

(f) コンピュータ・プログラム

(g) 情報の提示

(3) (2)の規定は、特許又は特許出願がそれに関係する範囲でのみ、何らかのものを本法適用上の発明として扱うことを妨げる。

(4) 特許は、次については付与されない。

(a) その公表又は実施が不快な又は不道徳な行動を助長すると一般に予想されるような発明

(b) 動物若しくは植物の品種又は動物若しくは植物の生産のための本質的に生物学的な方法であって、微生物学的な方法又はその製品でないもの

(5) 発明は、当該発明の優先日直前における技術水準の一部を構成しない場合は、新規であるとみなされる。

[(5)は、法律 38/1997 第 31 条(a)により置き換えられた。]

(6) 技術水準は、書面若しくは口頭による説明、使用又はその他の方法で(共和国内又はその他の場所において)公衆の利用に供されたすべての事項(製品、方法、その何れかについての情報又は他の何らかの事柄)から構成される。

(7) 技術水準は、ある特許出願が特許庁になされ、関連する発明の優先日以降に公衆の閲覧に供された場合であっても、次を条件として、公衆の閲覧に供されたその特許出願に含まれる事項からも構成される。

(a) 当該事項が、なされた出願、公衆の閲覧に供された出願の何れにも含まれていること、及び

(b) 当該事項の優先日が当該発明の優先日より早いこと

[(7) は、法律 38/1997 第 31 条(b)により置き換えられた。]

(8) 共和国内で秘密にかつ商業的規模で使用された発明も、(5)の適用上技術水準の一部を構成するとみなされる。

(9) 外科若しくは治療による人間若しくは動物の体の処置、又は人間若しくは動物の体について行われる診断の方法における使用のための物質又は組成物から成る発明の場合は、当該物質又は組成物が発明の優先日の直前に技術水準の一部を構成するという事実は、当該方法における物質又は組成物の使用が当該日における技術水準の一部を構成しないときは、当該発明に特許が付与されることを妨げるものではない。

[(9) は、法律 38/1997 第 31 条(c)により置き換えられた。]

(10) 第 39 条(6)の規定に従うことを条件として、発明は、当該発明の優先日の直前に(6)のみに基づき(かつ(7)及び(8)を無視し)技術水準の一部を構成する事項を考慮に入れて、当該技術に熟練した者にとって自明でない場合は、進歩性を伴うとみなされる。

[(10) は、法律 38/1997 第 31 条(d)により置き換えられた。]

(11) 外科若しくは治療による人間若しくは動物の体の処置、又は人間若しくは動物の体について行われる診断の方法の発明は、商業、工業又は農業に使用又は適用することができないとみなされる。

(12) (11)は、ある物質又は組成物から成る製品がそのような方法での使用のために発明されたとの理由のみによっては、当該製品が商業、工業又は農業に使用又は適用できるとみなされることを妨げるものではない。

第 26 条 一定の状況において免除される発明についての事前の知得又は公表

特許は、次の何れかの場合は、特許付与の対象である発明又はその一部が当該発明の優先日前に開示され、使用され又は知られていたとの事実のみを理由としては無効とならない。

(a) 特許権者又はその前権利者が、当該知得又は開示若しくは使用が自己の認識又は同意なしになされたことを証明し、かつ、当該知得又は開示若しくは使用された事項が自己から得られたものであることを証明し、また、当該人が当該発明の優先日前に当該開示、使用又は知得を知ったときは、自己が当該開示、使用又は知得を知った後あらゆる合理的な注意を払って自己の発明に係る保護を申請し取得したことを証明する場合、又は

(b) 当該発明が、共和国において出願人若しくは特許権者又は出願人若しくは特許権者の前権利者により合理的な技術的試験又は実験として実施された結果である場合

[第 26 条は、法律 38/1997 第 32 条により置き換えられた。]

第 27 条 特許出願を行うことができる者

(1) 発明に係る特許出願は、発明者若しくは発明者から出願権を取得したその他の者又は当該発明者及び当該他の者の双方が行うことができる。

(2) 別段の合意がない場合は、共同発明者は、均等な非分割持分に基づいて特許出願を行うことができる。

第 28 条 発明又は特許の権利に係る紛争

(1) 発明に係る特許を取得する権利若しくは発明を行い、使用し、実施し若しくは処分する

権利に関して、又は特許に係る権利若しくは権原に関して紛争が生じた場合は、紛争当事者は、紛争事項について決定を行うよう特任裁判官に申請することができ、特任裁判官は、紛争事項について決定をするものとする。

(2) 特許出願に参加する義務を負わない者が特許出願に参加する権利を行使することができないか又は行使する意思がないと特任裁判官が判断する場合は、特任裁判官は、当該人の参加なしに出願ができるように、当該人に対し譲渡をするよう命じることができる。ただし、当該非参加者に補償金を支払うことが公正かつ公平であると特任裁判官が考える場合は、その支払を命じることができる。

(3) 特任裁判官は、ある者が他人を交えずに特許出願を行う権利を有する旨を宣言する命令により、必要とされる譲渡証書を作成することを当該他人に指示し、かつ、譲渡証書の効力が共和国外の国にも及ぶようにすることを指示することができる。

第 29 条 出願の共同所有権

(1) (2)の規定に従うことを条件として、共同特許出願人は、別段の合意がない場合は、出願について均等な非分割持分を有し、かつ、何れの共同出願人も、他の共同出願人の同意なしには、如何なる方法でも出願を処理してはならない。ただし、出願が放棄されるのを防ぐために何らかの手续が必要とされる場合は、何れの出願人も、自己及び他の共同出願人のために当該手続を提起することができる。

(2)(a) 共同出願人の間に、特許出願に係るそれぞれの権利に関して、又は出願の取り進め方又は出願の処理若しくは発明の実施の方法に関して紛争が生じた場合は、何れの共同出願人も、紛争事項について決定を行うよう特任裁判官に請求することができる。

(b) 特任裁判官が別段の指示をしない場合は、当該請求人は、(a)に基づく手続に関して生じる費用及び経費のすべてについて責任を負う。

(3) そのように義務付けられていない共同出願人が、共同出願人として行動することができないか又は行動する意思がないと特任裁判官が判断する場合は、特任裁判官は、当該人に対し、そのように行動することができ、かつ、その意思がある何れかの共同出願人に自己の権利を譲渡するよう命じることができる。ただし、譲渡人に対して補償金を支払うことが公正かつ公平であると特任裁判官が考える場合は、その支払を命じることができる。

(4) 特任裁判官は、(2)(a)に基づく手続において、別段の相応の理由があると思われる限り、出願の維持及び特許の付与につながるような方法で紛争を解決するものとする。

第 30 条 特許出願の方式

(1) 特許出願は、所定の方法により所定の手数料を納付してするものとし、かつ、仮明細書又は完全明細書を添える。

(2) 何れの出願にも、すべての通知及び通信の送付先となる共和国における送達宛先を記載するものとし、かつ、何れの特許出願人も、出願が受理される前に、所定の様式による宣言を登録官に提出する。

(3) 廃止法第 9 条(2)に基づいて提出された送達宛先は、本条(2)に基づいて提出されたとみなす。

(4) 特許出願を行い又は特許出願に参加する発明者以外の者は、所定の方法により、特許を出願する権原又は権限について所定の証拠を提出する。

- (5) 出願は、本法に別段の規定がない場合は、特許庁に提出された日からの日付とする。
- (6)(a) 出願は、(1)の要件に従っていないとの方式上の理由のみでは出願日の付与を拒絶されない。ただし、次を伴っていることを条件とする。
- (i) 所定の手数料
 - (ii) 出願人又はその代理人の何れかにより署名された所定の出願様式
 - (iii) 共和国の公用語の 1 又は何れかの条約国の公用語による明細書 1 通、及び
 - (iv) 該当する場合は図面 1 通。所定の様式によらなくても差し支えない。
- (b) (a)(iii)及び(iv)の規定は、条約出願の場合は、当該条約出願の優先権主張の基礎となっている条約国における関連出願の番号、日付及び名称並びに条約国名を所定の様式に記載することにより、満たされているとみなす。ただし、明細書及びあれば図面が、出願がなされた日から 14 日以内に提出されることを条件とする。
- [(b) は、法律 38/1997 第 33 条により置き換えられた。]
- (c) 共和国の公用語によらない明細書は、提出日から 3 月以内に、登録官に満足の行くような証明を受けた公用語の 1 による翻訳文に取り換えなければならない。
- (7) 優先権を主張するために、出願がなされた日から 2 月以内に出願を補正することができる。

第 31 条 優先権の主張

- (1) 完全明細書を伴う出願においては、次の何れかの日から優先権を主張することができる。
- (a) 仮明細書を添えた、同じ内容に関連する先願の出願日
 - (b) 完全明細書を添え、かつ、優先権を主張しない同じ内容に関連する先願の出願日、又は
 - (c) 同じ内容に関連する条約国における出願の日
- ただし、次を条件とする。
- (i) (a)又は(b)に基づいて優先権を主張する出願の場合は、優先権を主張する出願の日の前 1 年以内に又は所定の手数料を納付したときは、当該日の 15 月以内に先願が行われていること
- [(i) は、法律 67/1983 第 1 条(a)により置き換えられた。]
- (ii) [(ii) は、法律 67/1983 第 1 条(b)により削除された。]
 - (iii) (c)に基づいて優先権を主張する出願の場合は、条約国における出願が条約出願の前 1 年以内に行われ、かつ、当該発明に関し条約国における最初の出願であったこと、及び
 - (iv) 優先権を主張する出願の出願人が、(a)若しくは(b)にいう先願、又は(c)にいう条約国における出願の所有者であるか、又は出願人が共和国において優先権を主張する権利を取得していること
- [(iv) は、法律 38/1997 第 34 条により置き換えられた。]
- (2) 何らかの発明について条約国において最初の出願が行われた後、同一の発明に係る後の出願がその国で行われた場合は、当該後の出願は、当該発明についてのその国における最初の出願であるとみなされる。ただし、出願時において、次のことを条件とする。
- (a) 先の出願が公衆の閲覧に供されることなく取り下げられ、放棄され又は拒絶されたこと
 - (b) 当該先の出願を根拠として優先権が主張されていないこと、及び
 - (c) 当該先の出願と関連して如何なる権利も当該条約国に残っていないこと
- (3) 取り下げられ、放棄され又は拒絶された出願は、同じ内容に関連する後の出願が行われ

た後は、本条に基づいて優先権主張の裏付けとすることができない。ただし、最初に言及した出願に関連して共和国又は何れかの条約国に何らかの権利が残っている場合は、この限りでない。

(4) ある者が次のような出願により発明の保護を申請した場合は、当該人は、本条の適用上、条約国において出願したとみなされる。

(a) 2 以上の条約国の間に存続する条約の条件に基づき、これら条約国の何れかにおいて適正に行われた出願と同等のもの、又は

[(a)は、法律 44/1986 第 1 条により置き換えられた。]

(b) 何れかの条約国の法律に基づき、同条約国において行われた出願と同等のもの

(5) 仮明細書を伴う出願に基づいて(1)(c)(i)に定める期間内に優先権が主張されない場合は、当該出願は失効する。

[(5)は、法律 14/1979 第 2 条により置き換えられた。]

第 32 条 明細書の内容

(1) 各明細書において、これが仮明細書であるか又は完全明細書であることを示し、かつ、当該発明の内容を明瞭に示す名称を最初に記載するものとする。

(2) 仮明細書は、発明を適切に説明するものでなければならない。

(3) 完全明細書は、次のようなものでなければならない。

(a) 所定の要約を伴うこと

(b) 当該発明に係る技術に熟練した者が当該発明を実施できるよう、発明及び発明を実施する方法を十分に説明し、確認し、かつ、必要な場合は図示し又は例示すること、及び

[(b)は、法律 58/2002 第 1 条により改正された。]

(c) [(c)は、法律 58/2002 第 1 条により削除された。]

(d) 保護請求の対象である発明を明示するクレームを最後に記載すること

(4) 完全明細書のクレームは、単一の発明に係るものでなければならず、明確でなければならず、また明細書で開示される事項に適切に基づくものでなければならない。

(5) 図面及び図解がある場合は、それらは、定められたとおりのものでなければならない。

(6) 完全明細書において、微生物学的方法又はその製品を発明としてクレームし、かつ、出願日に公衆の手に入らず、明細書の説明に基づいては培養し又は取得することができない微生物を使用することが発明の実施のために必要である場合は、当該微生物は、所定の方法により取り扱われるものとする。

[(6)は、法律 44/1986 第 2 条(1)により置き換えられた。]

(施行日：1997 年 7 月 14 日)

第 33 条 優先日

(1) 本法の適用上、ある特許出願が関係する発明の優先日及び当該出願に含まれている事項の優先日(当該事項が当該発明と同じであるか否かを問わない。)は、本法に別段の規定がある場合を除き、当該出願の出願日とする。

(2) 第 31 条(1)に基づく出願において 1 若しくは 2 以上の先願又は条約国における 1 若しくは 2 以上の先願、又はその双方に基づいて優先権が主張され、かつ、出願においてクレームされた発明が 1 又は 2 以上の当該先願において開示された事項に適切に基づいている場

合は、当該発明の優先日は、開示された事項が最先の出願に適切に基づいている限り、当該事項が開示された最先の出願の出願日とする。

[(2) は、法律 58/2002 第 1 条により改正された。]

(3) 出願においてクレームされた発明は、1 又は 2 以上の優先日を有することができる。

(4) 発明の優先日は、反証が挙げられるまで、出願において主張された最先の優先日とする。

(5) 出願においてクレームされた発明が先願又は条約国における先願において開示された事項に適切に基づいているか否かを判断するに際し、当該先願又は当該条約国における先願と同時にこれらの裏付として提出されたすべての書類に含まれる開示を考慮に入れなければならない。

(6) 第 51 条(8)に基づく補足開示として導入された新しい事項の優先日は、当該補足開示の提出日とする。

[第 33 条は、法律 67/1983 第 2 条により改正され、法律 38/1997 第 35 条により置き換えられた。]

第 34 条 出願及び明細書の審査

登録官は、すべての特許出願願書、及び特許出願に伴い又は特許出願の遂行の過程で特許庁に提出されたすべての完全明細書を所定の方法で審査し、かつ、これらが本法の要件を満たす場合は、これらを受理する。

第 35 条 出願の審査結果が出願人に不利な場合の手続

(1) 特許出願願書に関連し又は特許出願に伴う明細書に関連する審査の結果が出願人に不利な場合は、登録官は、当該出願の受理を拒絶し、又は当該願書若しくはこれに伴う明細書を必要な方法で補正するよう要求することができる。

(2) 条約出願の場合において、所定の書類が当該出願に添付されていないか又は所定期間内に提出されないときは、登録官は、当該出願を通常の出願として処理することができる。

第 36 条 特定の場合に出願を拒絶する権限

(1) 出願の場合において、登録官は、当該出願が次に該当すると判断するときは、当該出願を拒絶するものとする。

(a) 確立された自然の法則に明白に反するものを発明として主張している故に出願が取るに足りないものであること、又は

(b) 出願に係わる発明の使用が不快感を与え又は不道徳な行動を助長すると一般に予想されること

(2) 特許出願に係わる発明が法律に反する方法で使用される可能性があるとして登録官にみなされる場合は、登録官は、当該出願を拒絶することができる。ただし、登録官が適切と考える当該発明についての部分放棄又は発明の違法性への言及の追加により明細書が補正される場合は、この限りでない。

第 37 条 出願の補正又は新たな出願の場合の手続

(1) 出願が特許庁になされた後かつ当該出願が受理される前に、当該出願において開示された事項の一部について同じ出願人により所定の方法で新たな出願がなされた場合において、

登録官は、最初に言及した出願が受理される前に所定の方法で自己に対して申請がなされたときは、新たな出願の日付を最初に言及した出願の出願日より早くない日に遡らせることを指示することができる。

(2) 当該新たな出願に付与された特許は、当該新たな出願においてクレームされた発明が、最初に言及した出願において開示された事項に鑑みて新規のものではないとの理由のみで取り消され又は無効にされることはない。

[(2) は、法律 38/1997 第 36 条により追加された。]

第 38 条 完全明細書を仮明細書に変更することができる状況及び出願の日付を遅らせる措置

(1) 特許出願(第 31 条(1)(c)にいう出願でないもの)に完全明細書であるとされる明細書が添えられている場合において、出願人が明細書の受理前であって特許庁に出願を行った日から 12 月以内に所定の方法で請求するときは、登録官は、当該明細書が本法の適用上仮明細書として取り扱われることを指示し、かつ、そのように出願を処理することができる。

(2) 登録官は、出願が特許庁になされた後であって完全明細書の受理前はいつでも、所定の方法で行われる出願人の請求により、出願の日付をその請求に記載する日まで遅らせるよう指示することができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 本項に基づいて出願の日付を出願が実際に行われた日又は本項がなければ行われたとみなされる日から 6 月を超える日まで遅らせてはならないこと

(b) 本項に基づいて優先権を主張する出願の日付は、本法の規定に基づいて出願を行うことができる最後の日を超える日まで遅らせてはならないこと、及び

(c) 如何なる出願も、当該出願を基礎として、出願人又はその承継人若しくは前権利者により、共和国又は他の場所で、権利が残っている後の特許出願において優先権が主張されているときは、出願の日付を遅らせてはならないこと

第 39 条 追加特許の取得方法及び効果

(1) 発明(以下「主発明」という。)に係る特許が出願又は付与され、かつ、出願人又は特許権者が所定の方法で、主発明の完全明細書において記述又はクレームされた発明に係る追加、改良又は変更に関して新たな特許を出願する場合は、当該人に追加特許を付与することができる。

(2) 追加特許に付与される期間は、主発明に係る特許の期間でまだ経過していない部分とし、かつ、当該追加特許の更新については手数料の納付を必要としないものとする。

(3) 主発明に係る追加、改良又は変更から成る発明が独立特許の主題であり、かつ、当該独立特許の特許権者であって主発明の特許権者でもある者が請求する場合は、登録官は、当該独立特許を取り消して、取り消された独立特許と同じ出願日を有し、当該独立特許が効力を生じた日から効力を有する追加特許を当該追加、改良又は変更について付与することができる。

(4)(a) 主発明に係る特許が権利放棄され、取り消され、出願拒絶され又は出願放棄された場合は、追加特許は、特任裁判官又は登録官が別段の指示をしない限り、独立特許となり、かつ、この独立特許の通常の存続期間は、主発明に係る特許が権利放棄され、取り消され、出願拒絶され又は出願放棄されなかったとすれば満了したであろう日を超えないものとする。

(b) 主発明に係る特許について納付されることになっていた所定の更新料は、(a)に基づいて特許が独立特許になる日から、当該独立特許について納付しなければならない。

[(4)は、法律 67/1983 第 3 条により置き換えられた。]

(5) 追加特許に係る出願は、主発明に係る特許出願の受理前に受理してはならない。ただし、主発明について如何なる特許も付与されていない場合は、追加特許に係る出願は、通常の特許出願として処理することができる。

(6) 追加特許の付与は、発明が当該特許の適正な主題であることの決定的な証拠であり、完全明細書においてクレームされている発明が主発明に鑑みて進歩性を含まないとの理由のみでは、追加特許の付与を拒絶してはならず、また当該特許を取り消し又は無効にしてもならない。

(7) 主発明に係る特許及びその追加特許は、切り離して譲渡することができない。

第 40 条 出願の失効

出願日から 18 月以内に完全明細書が受理されない場合は、当該出願は失効する。ただし、次の場合はこの限りでない。

(a) 出願について上訴が行われた場合

(b) 上訴を行うことができる期間が満了していない場合、又は

(c) 明細書の受理の遅れが出願人の行為又は不履行によるものでなかった場合

ただし、完全明細書の受理に係る期間の延長申請が行われた場合は、登録官は、所定の手数料の納付を受けて、申請された範囲で、3 月を超えない期間延長を認めるものとする。ただし、登録官は、十分な理由が示され、かつ、所定の手数料の納付があった場合は、更なる期間延長を認めることができる。

第 41 条 失効した出願の明細書の処分

仮明細書を付した出願を基礎として第 31 条(1)(a)に基づく優先権が主張されずに当該出願が失効した場合、又は出願及びこれに基づき優先権を主張するすべての出願が失効し若しくは放棄され若しくは最終的に拒絶された場合は、登録官は、出願人が所定の方法で行った請求に基づき、出願に関連して提出された明細書を出願人に返却する。ただし、納付証明を含む書類は出願人に返却されない。

第 42 条 完全明細書の受理の通知及び公告

(1) 完全明細書が受理された場合は、登録官は、その事実について書面により出願人に通知する。

(2) 当該通知には次を記載する。

(a) 明細書の受理日、及び

(b) 明細書の受理について出願人による公報での公告に基づき、当該特許は当該公告の日から捺印され付与されたとみなされる旨の陳述

(3) 当該受理が公報において所定の期間内に公告されないとき、又は申請があり、十分な理由が示され、所定の手数料が納付された場合に登録官が認めることがある更に長い期間内に公告されないときは、当該出願は失効する。

第 43 条 公衆による閲覧

(1) 特許並びに出願及びこれを裏付けるために提出されたすべての書類は、第 42 条にいう公告の後又は本条(3)に基づいて公衆の閲覧のために公開された後、所定の手数料の納付を条件として、特許庁において公衆の閲覧に供される。

(2) 第 31 条(1)に基づいて優先日を主張する出願が公衆の閲覧に供される場合は、この出願が優先日を主張する基礎となっている他の出願及び当該他の出願を裏付けるために提出されたすべての書類は、同時に、同じようにして公衆の閲覧に供される。

(3) 第 31 条(1)(c)に基づいて優先権を主張する出願の受理が、条約国における関係出願を基礎として主張される最先優先日から 18 月以内に第 42 条に基づいて公告されない場合は、当該出願は、(1)に規定するように公衆の閲覧のために公開される。

[(3)は、法律 67/1983 第 4 条により置き換えられた。]

(4)(a) 特許出願日から 5 年が経過した後は、何人も、他の国で行われた同じ内容に関する特許出願に関して当該他の国で出された調査報告の所定の事項を特許権者が自己に提供するよう登録官に申請することができる。

(b) 登録官は、申請を受理したときは、その写しを特許権者の送達宛先に宛てて特許権者に送付する。

(c) 特許権者の送達宛先における申請の写しの受領から 3 月以内に特許権者が申請に従わない場合は、申請人は、申請に従うことを義務付ける命令を特任裁判官に申請することができる。

(d) 特任裁判官は、遵守を求める申請に伴い、この遵守を命じることができ、かつ、命令に従わない場合は、適切と考える新たな命令を発出することができる。

[(4)は、法律 38/1997 第 37 条により追加された。]

第 VA 章 特許協力条約に基づく国際出願

[第 VA 章は、法律 38/1997 第 38 条により挿入された。]

第 43A 条 解釈

本章において、文脈上他を意味しない限り、

(a) 特許協力条約において定義されている語又は表現は、同条約におけるものと同じ意味を有し、かつ、

(b) 「国際出願の国内段階」とは、第 43B 条にいう共和国における特許出願であって、出願人が第 43E 条に従ったものをいう。

[第 43A 条は、法律 58/2002 第 4 条により置き換えられた。]

第 43B 条 共和国を指定する国際出願の効力

本章に従うことを条件として、共和国を指定する国際出願は、本法に基づいて特許庁において行われる特許出願であるとみなす。

[第 43B 条は、法律 38/1997 第 38 条により挿入された。]

第 43C 条 受理官庁、指定官庁及び選択官庁としての特許庁

特許庁は、次を構成する。

- (a) 共和国の居住者又は国民である者が特許庁において行う国際出願に係る受理官庁
- (b) 共和国を指定する国際出願に係る指定官庁
- (c) 共和国を指定する国際出願の出願人が特許協力条約第 2 章に基づく国際予備審査の目的で共和国を選択する場合の選択官庁

[第 43C 条は、法律 38/1997 第 38 条により挿入された。]

第 43D 条 国内処理

指定官庁又は選択官庁としての特許庁は、第 43E 条(1)にいう期間の満了前は、共和国を指定又は選択する国際出願の国内段階の処理を開始しないものとする。ただし、出願人が同条に従い、かつ、かかる処理の早期開始を求める請求を書面により特許庁に提出した場合はこの限りでない。

[第 43D 条は、法律 38/1997 第 38 条により挿入され、かつ、法律 58/2002 第 3 条により改正された。]

第 43E 条 国内段階の開始

(1) 特許協力条約第 22 条若しくは第 39 条にいう期間又は本法に基づいて規則により定めるこれより長い期間の満了前に、共和国を指定又は選択する国際出願に係る出願人は、

- (a) 所定の国内手数料を特許庁に納付し、かつ
- (b) 当該国際出願が特許協力条約に基づいて英語で提出又は公告されなかった場合は、所定の期間内に、所定の内容が記載してある当該国際出願の共和国の公用語による翻訳文を特許庁に提出するものとする。

(2) (1)にいう期間内に、出願人が同項に従わない場合は、当該国際出願は、共和国が指定又は選択されている限り、本法の適用上、放棄されたとみなす。

(3) 登録官は、(1)にいうより長い期間の満了前又は後に行われた申請に基づいて、3 月を超えない期間を更に延長することができる。

[第 43E 条は、法律 38/1997 第 38 条により挿入され、かつ、法律 58/2002 第 5 条により改正された。]

第 43F 条 運用

(1) 特許庁は、国際出願の国内段階を処理するに際し、(2)、(3)及び(4)に従うことを条件として、特許協力条約、それに基づく規則及び当該規則に基づいて発出された実施細則並びに本法の他の規定を適用するものとする。

(2) 国際出願の国内段階を処理するに際し、本法との間に矛盾があるときは、特許協力条約、それに基づく規則及び当該規則に基づいて発出された実施細則が優先する。

(3) 共和国を指定する国際出願の国内段階を処理するに際し、

(a)(i) 第 9 条(b)は適用されない。

(ii) 出願人は、所定の期間内に選任される代理人によって代理される。

(b) 第 10 条は、出願人が第 43E 条に従う場合にのみ適用され、かつ、そのように従う出願人は、第 10 条の適用上、当該国際出願の国内段階に係る出願人であるとみなされる。

(c) 第 16 条(2)は、別段の規定がない限り、特許協力条約、それに基づく規則及び当該規則に基づいて発出された実施細則に基づいて定められる期限について適用される。

(d)(i) 第 30 条(1), (5)及び(6)は適用されない。

(ii) [削除]

(e)(i) 特許協力条約第 3 条(2)にいう明細書, クレーム, 図面(該当する場合)及び要約は, 完全明細書であるとみなす。

(ii) 第 32 条(5)は適用されない。

(f) 次の場合, すなわち,

(i) 国際出願が条約出願であり,

(ii) 出願人が特許協力条約に基づく規則の第 17.1 規則に従い, かつ

(iii) 同規則の第 17.1 規則にいう優先権書類が第 35 条(2)の適用上の所定の書類である場合は,

出願人は, 第 35 条(2)にいう所定の期間内に優先権書類の写しを提出したとみなす。

(fA) 第 37 条にいう最初に言及した出願が国際出願の国内段階である場合は, 当該出願が特許庁になされた日が特許協力条約に基づいて付与される国際出願日となる。

(g) 第 38 条は適用されない。

(h) 第 40 条の適用上, 出願の日から 18 月の期間は, 出願人が第 43E 条に従う日から 12 月の期間とする。

(i) 第 43 条(3)は適用されないが, 出願人が第 43E 条に従い, かつ, 国際出願が特許協力条約第 21 条に基づいて公開された場合は, 国際出願の国内段階は, 第 43 条(1)に規定するように公衆の閲覧に供される。

(j) 第 43 条(4)は適用されない。

(jA) 国際出願の国内段階の出願日は, 第 46 条の適用上, 特許協力条約に基づいて付与された国際出願日とする。

(k) 特許協力条約に基づく規則に基づいて行われた書類の訂正又は修正は, 第 50 条に基づいて行われる訂正又は補正であるとみなす。

(l)(i) 第 42 条に基づく公告の前に国際出願の国内段階の補正を申請する場合は, 補正の申請は, 第 51 条(2)にいうようには公告されない。

(ii) [削除]

(m)(i) 特許協力条約第 19 条に基づいて行われた補正であって, 提出された国際出願中での開示を超えないもの, 又は

(ii) 特許協力条約第 34 条に基づいて行われた補正であって, 国際予備審査報告に添付されたものは,

第 51 条に基づいて認められたとみなされるが, 当該補正が同条(6)又は(7)に従わない場合は, 同条(10)に基づいて無効にすることができる。

(4) 本章に規定する場合を除き, 完全明細書を伴う特許出願に関する規定は, 国際出願の国内段階及びこれに付与された特許に準用される。

[第 43F 条は, 法律 38/1997 第 38 条により挿入され, かつ, 法律 58/2002 第 6 条により改正された。]

第 VI 章 特許の付与、存続期間及び効果

第 44 条 特許の付与及び捺印

- (1) 第 42 条にいう公告の後できる限り速やかに、所定の様式による特許が出願人に付与され、かつ、登録官は、特許庁の印章をもって特許に捺印させる。また、当該捺印は、当該公告の日に行われたとみなす。
- (2) 当該捺印が行われたとみなされる日は、本法の適用上、特許の捺印日とする。
- (3) 特許は、(1)に言及する公告の日から効力を生じる。
- (4) 特許の捺印日から 9 月の期間内は、特許の侵害に係る手続を提起してはならない。ただし、特任裁判官は、十分な理由が示されたときは、特許の捺印日の後いつでも当該手続の提起を認可することができる。

第 45 条 特許の効果

- (1) 特許の効果は、共和国内の特許権者に対し、本法の規定に従うことを条件として、特許の存続期間中、他人が発明を製造し、使用し、行使し、処分し、処分の申出をし又は輸入することを排除する権利を付与することにより、当該特許権者が発明から生じる利益及び利点の全体を享受できるようにすることである。

[(1)は、法律 38/1997 第 40 条により置き換えられた。]

- (2) 特許権者又はその実施権者により又はこれらの者のために特許物品が処分される場合は、他の特許権に従うことを条件として、当該物品を使用し、処分の申出をし及び処分する権利が購入者に与えられる。

[(2)は、法律 58/2002 第 7 条により改正された。]

第 46 条 特許の存続期間

- (1) 特許の存続期間は、本法に別段の規定がない限り、特許権者又は代理人による所定の更新料の納付を条件として、特許出願の日から 20 年とする。

[(1)は、法律 67/1983 第 5 条及び法律 38/1997 第 41 条により置き換えられた。]

- (2) 特許は、所定の更新料の納付に係る所定の期間内に所定の更新料が納付されない場合は、当該期間の満了時に失効する。ただし、登録官は、申請に基づきかつ所定の追加手数料の納付を条件として、更新料の納付期間を 6 月を超えない期間延長することができる。

第 47 条 失効した特許の回復

- (1) 所定の期間内又は第 46 条(2)にいう延長期間内における所定の更新料の不納のために特許が失効した場合は、特許権者は、所定の方法によりかつ所定の手数料の納付を条件として、特許の回復を登録官に申請することができる。

[(1)は、法律 67/1983 第 6 条により置き換えられた。]

- (2) 登録官は、当該不履行が意図的でなく、かつ、申請が不当に遅延していないと判断する場合は、申請を所定の方法により公告し、それに基づいて何人も(本条において以下「異議申立人」という。)定められる期間内に、所定の方法により、特許の回復に対する異議申立の通知を行うことができる。

- (3) 特許の回復に対する異議申立がない場合は、登録官は、(5)の規定に従うことを条件とし

て、特許を回復し又は申請を却下する命令を発出することができる。

(4) 異議申立の通知が行われた場合は、登録官は、申請人及び異議申立人を聴聞した後、本件について決定を下し、特許を回復し又は申請を却下する命令を発出するものとする。

(5) 特許を回復する命令は、命令の日に未納付のまま残っている所定の手数料の納付を条件とする。

第 48 条 回復された特許の特許権者の権利

(1) 第 47 条に基づいて回復された特許の特許権者は、本法の規定に基づいて次の何れの者をも相手取った手続を提起してはならず、また、損害賠償を支払わせてもならない。

(a) 更新料の納付期限が到来した日から 6 月の期間が経過した後で特許回復に係る申請が公告された日より前に特許を侵害した者

(b) (a)にいう期間に製造又は輸入した物品を使用し、処分の申出をし又は処分した者

(c)(i) (a)にいう期間中に特許に係わる発明の使用又は実施を開始し、かつ、その後当該発明の使用又は実施を継続する者、又は

(ii) (i)にいう継続使用又は実施により生産される物品又は製品を使用し、処分の申出をし若しくは処分する者

ただし、本項による特例は、場合に応じて(c)(i)若しくは(ii)に言及する者、その遺言執行者、遺産管理人、承継人、譲受人又は取得者に限定される。

(2) 特許が第 47 条に基づいて回復された場合は、発明を製造し、使用し、実施し、処分の申出をし、処分し又は輸入する目的で、(1)(a)にいう期間中に資金、時間又は労力を費やした者は何人も、そのように費やされた資金、時間及び労力に係る補償を求める申請を特任裁判官に対して行うことができる。

(3) 特任裁判官は、関係当事者を聴聞した後、当該申請が認められるべきであると考え場合は、補償の額を査定し、かつ、当該補償を支払う期限を定めることができる。

(4) (3)に基づいて査定された額は、債務又は損害賠償として回収することはできないが、特任裁判官が定める期間内に支払われない場合は、特許は失効する。

[第 48 条は、法律 58/2002 第 8 条により改正された。]

第 49 条 特許の共有

(1) 特許が 2 以上の者に共同で付与される場合は、各共同特許権者は、別段の合意がない場合は、特許について均等な非分割持分を有する。

(2) (4)の規定に従うことを条件として、何れの共同特許権者も、別段の合意がなく、かつ、共同特許権者の同意がない場合は、次の権利を有さない。

(a) 特許発明を製造し、使用し、実施し、処分の申出をし、処分し又は輸入すること

(b) ライセンスを付与すること又は特許に係るその持分の全部若しくは一部を譲渡すること、又は

(c) 特許について何らかの措置をとり又は何らかの手続を提起すること

ただし、何れの共同特許権者も、他の特許権者に依拠することなく、納付すべき更新料を納付することができる。ただし、特任裁判官が(6)に基づく手続において別段の指示を行う場合はこの限りでない。

(3) 特許物品が何れかの共同特許権者により処分された場合は、取得者又は取得者を通じて

権利を主張する者は、特許権者が共同で当該物品を処分したものとして当該物品を取り扱うことができる。

(4) 何れの共同特許権者も、侵害に係る手続を提起することができ、それについて他のすべての共同特許権者に通知しなければならず、また他の何れの共同特許権者も、共同原告として訴訟に参加し、かつ、侵害の結果として被った損害について損害賠償の支払を受けることができる。

(5) (4)に基づく手続で何れかの原告に損害賠償が裁定された場合は、当該原告は、単独特許権者であるものとして損害賠償を裁定され、かつ、被告は、当該侵害について他の共同特許権者に対して補償する義務を有さない。

(6) 共同特許権者の間で、特許に係る各自の権利、特許についての手続の提起又は共同特許権者が特許若しくは特許発明を取り扱うべき方法に関して紛争が生じた場合は、何れの共同特許権者も、紛争事項について決定を下すよう特任裁判官に申請することができる。

[(6)は、法律 38/1997 第 42 条により置き換えられた。]

(7) 特任裁判官は、(6)に基づく申請の検討に際し、そのように義務付けられていない共同特許権者が特許権者として留まることができない又は留まる意思がないと判断する場合は、当該人に対し、その権利を共同特許権者として留まることができかつ留まる意思がある他の何れかの共同特許権者に譲渡するよう命じることができる。ただし、特任裁判官が正当かつ衡平であると認める場合は、特任裁判官は、権利を譲渡するよう命じられた特許権者に対する補償の支払を命じることができる。

(8) 特任裁判官は、(6)に基づく申請の検討に際し、別段の十分な理由があると認められない限り、特許の維持及び実施につながるような方法で紛争を解決するものとする。

[第 49 条は、法律 58/2002 第 9 条により改正された。]

第 VII 章 訂正及び補正

第 50 条 誤記の訂正及び書類の補正

(1) 登録官又は特任裁判官は、次のことを認めることができる。

(a) 特許、特許出願若しくは特許出願の遂行中に提出された書類又は登録簿における誤記又は翻訳の誤りの訂正

(b) 補正について本法に明文の規定がない書類のその他の補正

(2) 訂正は、所定の手数料を付した書面による請求に基づいて又はそのような請求なしに、本法に従って行うことができる。

(3) 当該請求なしに訂正が提案される場合は、登録官は、特許権者又は場合に依じて特許出願人、及び関係していると認められるその他の者に訂正提案について通知し、かつ、訂正が行われる前に、これらの者に聴聞を受ける機会を与えるものとする。

(4) このような訂正を求める請求が行われ、かつ、登録官が、当該訂正は当該請求が関係する書類の範囲を大幅に変更すると認める場合は、登録官は、当該請求の通知を公報に公告し、かつ、自己が必要と認める者に送達するよう求めることができる。

(5) 当該通知がこのように公告及び送達されなかった場合、又はこのように公告された後当該訂正に対する異議申立がない場合は、登録官は、この件について決定を下し又は特任裁判官に付託することができ、特任裁判官は、適切と認めるところにより決定を下すものとする。

(6) 当該通知がこのように公告及び送達された場合は、何人も、所定の期間内に所定の方法により(2)に言及する請求に異議を申し立てることができ、それに伴い、この件は、特任裁判官が適切と認めるところにより処理される。

第 51 条 明細書の補正

(1) 特許出願人又は特許権者は、いつでも、所定の方法により、関係仮明細書又は関係完全明細書の補正を登録官に申請することができ、かつ、かかる申請を行うに際しては、補正提案の内容を記載し、その詳細な理由を提示するものとする。

(2) 公衆の閲覧に供されている明細書の補正に係る申請は、第 43 条(3)に基づいて公衆の閲覧に供される出願の場合を除いて、所定の方法により公告されるものとする。

(3)(a) 何人も、所定の期間内に所定の方法により、当該補正申請に異議を申し立てることができる。

(b) 当該補正申請に対する異議申立は、特任裁判官が所定の方法により処理し、かつ、特任裁判官は、補正を認めるべきか否か及び条件付で認める場合は如何なる条件を付するかについて決定する。

(4) 当該明細書の受理が第 42 条に基づく公告がされていなかった場合又は本条(3)(a)に基づく異議申立がない場合は、登録官は、補正を認めるべきか否か及び条件付で認める場合は如何なる条件を付するかについて決定することができる。

[(4)は、法律 67/1983 第 7 条(a)により置き換えられた。]

(5) 仮明細書の補正は、明らかな誤記の訂正を含む訂正に係るものである場合は認められ、また、新規事項又は補正が求められている明細書において実質的に開示されていない事項を導入することになる場合は認められない。

(6) 第 42 条に基づく明細書の受理の公告の後に公衆の閲覧に供される完全明細書の補正は、そのように公衆の閲覧に供される前であるか後であるかに拘らず、次の場合は、認められない。

(a) 補正が、新規事項又は補正前の明細書において実質的に開示されていない事項を導入する効果を有する場合、又は

(b) 補正された明細書が、補正前の明細書において開示されている事項に適切に基づいていないクレームを含むことになる場合

[(6)は、法律 67/1983 第 7 条(b)により改正された。]

(7) 第 42 条に基づいて明細書の受理を公告した後に公衆の閲覧に供される完全明細書の補正は、その補正された明細書が補正前の明細書に含まれていたクレームの範囲内に全体が収まっていないクレームを含むことになる場合は、認められない。

[(7)は、法律 67/1983 第 7 条(c)により置き換えられた。]

(8) 補正が、(6)(a)による禁止を理由として認められないが、作成された明細書において説明されている事項と相当程度関連する事項を説明するものであって、かつ、当該明細書の受理が第 42 条に基づく公告がされていなかったときは、明細書に添付され、かつ、補正の申請が行われる日を日付とする補足開示により、新規事項を導入することができる。ただし、本法に基づく特許の有効性を判断するに際し、補足開示により導入される新規事項の優先日を考慮に入れなければならない。

[(8)は、法律 44/1986 第 3 条(a)により置き換えられ、かつ、法律 38/1997 第 43 条により改

正された。]

(9) 特許出願又は特許に係る手続が何れかの裁判所において係属中である場合は、関係明細書の補正に係る申請は、当該裁判所に対して行わなければならない、当該裁判所は、(5)、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、当該補正申請を適切と考えるところにより処理することができ又は当該係属中の手続を停止して、(2)、(3)及び(4)に基づいて処理するよう当該補正申請を登録官に移送することができる。

[(9)は、法律 44/1986 第 3 条(b)により置き換えられた。]

(10) 特任裁判官は、本条の規定に抵触して行われた明細書の補正(特任裁判官又は裁判所により認められたものを除く。)を、特任裁判官に対して申請があった場合はいつでも無効にすることができる。

第 52 条 登録簿の更正

登録官は、登録簿に記載を行い又は登録簿の記載を修正し若しくは削除することによる登録簿の更正を命じることができ、かつ、この命令は、所定の方法による請求があるか否かに拘らず発出することができる。ただし、請求がなかった場合に登録官が命令を発出しようとするときは、登録官は、そのような意図を特許権者又は場合に応じて特許出願人及び関係を有すると考えるその他の者に通知し、かつ、命令を発出する前に、当該特許権者若しくは出願人又はその他の者に、聴聞を受ける機会を与えるものとする。

第 VIII 章 ライセンス

第 53 条 実施許諾用意

(1) 特許権者は、特許捺印日の後いつでも、特許に「実施許諾用意」の語句が裏書されるよう登録官に申請することができ、当該申請が行われた場合において、登録官は、特許権者が契約により特許に基づくライセンスを付与することを禁じられていないと判断するときは、特許にそのような裏書を行わせる。

(2) 本条に基づいて特許に裏書が行われた場合は、

(a) 何人も、その後いつでも、合意がない場合に特許権者又はライセンスを求める者からの申請に基づいて特任裁判官が決定する条件に基づいて、当然の権利として特許に基づくライセンスに対する権利を有する。

(b) 特任裁判官は、裏書前の特許に基づいて付与されたライセンスの所有者から申請があるときは、当該ライセンスを、特任裁判官が決定する条件に基づいた裏書により付与されるライセンスに代えるよう命じることができる。

(c) 特許侵害(商品の輸入によるものを除く。)に係る手続において、特任裁判官により決定される条件に基づくライセンスを受けることを被告が約束する場合は、被告に対する差止命令は認められず、かつ、このような場合、損害賠償として被告から回収可能な額は、このようなライセンスが最先の侵害の前に付与されていたとした場合はその者が実施権者として支払ったであろう額の 2 倍を超えてはならない。

(d) 裏書日の後に特許について納付すべき更新料は、特許がそのように裏書されていなければ納付することになったであろう更新料の 2 分の 1 とする。

(3) 本条に基づく特許の裏書により付与されたライセンスに基づく実施権者は、(条件が合

意により定められているライセンスの場合は、ライセンスに別段の明文の定めがない限り) 特許権者に対し、特許の侵害について手続を提起するよう求めることができ、かつ、特許権者がこのように求められてから 2 月以内に手続を提起しない場合は、実施権者は、自らが特許権者であるものとして、自己の名義で、特許権者を被告に加えて、侵害に係る手続を提起することができる。

(4) 被告として加えられた特許権者は、出廷して手続に参加しない限り、費用を負担する義務はない。

(5) 本条に基づく特許の裏書を求める申請には、特許権者は、特許に基づいてライセンスを付与することを契約により禁じられていない旨の陳述を含めなければならず(その陳述は、所定の方法で確認される。)、また、登録官は、必要と考える更なる証拠を申請人に要求することができる。

(6) 本条に基づく追加特許の裏書を求める申請は、主発明に係る特許の裏書を求める申請としても処理されるものとし、かつ、追加特許が有効である特許の裏書を求めて本条に基づいて行われる申請は、追加特許の裏書を求める申請としても処理されるものとする。また本条に基づいて既に裏書されている特許について追加特許が付与される場合は、追加特許もそのように裏書されるものとする。

(7) 本条に基づくすべての特許の裏書は、登録簿に登録され、かつ、裏書を利害関係人に知らせるために、公報において又は登録官が指示するその他の方法で公告しなければならない。

第 54 条 特許の裏書の取消

(1) 特許が第 53 条に基づいて裏書された後はいつでも、特許権者は、裏書の取消を登録官に申請することができる。

(2) 当該申請が行われ、かつ、特許が裏書されていなかったとした場合は納付されていたであろうすべての更新料の未納付分が納付された場合において、登録官は、当該特許に基づくライセンスが存在せず、又は当該特許に基づくすべての実施権者が取消に同意していると判断するときは、当該裏書を取り消すことができる。

(3) 自己が利害を有する契約により特許権者が特許に基づいてライセンスを付与することを禁じられており、かつ、裏書の時点で禁じられていた旨を主張する者は何人も、第 53 条に基づいて特許が裏書された後の所定期間内に、当該裏書の取消を登録官に申請することができる。

(4) 登録官が、(3)に基づく申請により、特許権者が前記のような禁止を受けておりかつ受けていたと判断するときは、登録官は当該裏書を取り消すものとし、その結果特許権者は登録官に対し、所定の期間内に、特許が裏書されていなかったとした場合は納付されていたであろうすべての更新料の未納付分に等しい額を納付しなければならない、かつ、この額が当該期間内に納付されない場合は、特許は、当該期間の満了時に失効する。

(5) 追加出願の裏書の取消を求める申請は、主発明に係る特許の裏書の取消を求める申請としても処理され、かつ、追加特許が有効である特許の裏書の取消を求める申請は、追加特許の裏書の取消を求める申請としても処理される。

(6) 特許の裏書が本条に基づいて取り消される場合は、特許権者の権利及び責任は、その後、裏書が行われていなかった場合と同様とする。

第 55 条 従属特許に係る強制ライセンス

先行特許に基づくライセンスを取得すれば当該先行特許を侵害することなくある特許(以下「従属特許」という。)を実施することができる場合において、当該ライセンスについて先行特許の所有者と合意を達成することができないときは、従属特許の所有者は、先行特許に基づくライセンスを特任裁判官に申請することができ、かつ、特任裁判官は、当該ライセンスは当該従属特許を実施する目的のみに使用されるべきものであり、他の目的に使用されてはならない旨の条件を含めて自己が定める条件の下で当該ライセンスを付与することができる。ただし、特任裁判官は、次の場合を除いては、このようなライセンスを付与してはならない。

- (a) 従属特許においてクレームされた発明が、先行特許においてクレームされた発明に対して相当な経済的意義がある重要な技術の進歩を伴い、
- (b) 従属特許の所有者が、従属特許においてクレームされた発明を使用するクロスライセンスを相応の条件で先行特許の所有者に付与し、また
- (c) 先行特許について受けた使用する権利が、従属特許の譲渡と共にするのでなければ譲渡不能である場合

[第 55 条は、法律 38/1997 第 44 条により改正された。]

第 56 条 特許権の濫用の場合の強制ライセンス

(1) 特許に係わる権利が濫用されていることを証明できる利害関係人は、所定の方法により、当該特許に基づく強制ライセンスを特任裁判官に申請することができる。

[(1)は、法律 38/1997 第 45 条(a)により置き換えられた。]

(1A) [(1A)は、法律 76/1988 第 2 条(a)により挿入され、かつ、法律 38/1997 第 45 条(b)により削除された。]

(2) 特許に係わる権利は、次の場合は、濫用されているとみなす。

(a) 特許発明が、特許の出願日から 4 年又は特許が捺印された日から 3 年の何れか遅く満了する期間の満了後に共和国において商業的規模で又は適切な程度に実施されておらず、かつ、特任裁判官がかかる不実施について十分な根拠がないと考える場合

(b) [(b)は、法律 38/1997 第 45 条(b)により削除された。]

(c) 共和国における特許物品に対する需要が適切な程度にかつ相応の条件で満たされていない場合

(d) 相応の条件でのライセンスの付与を特許権者が拒絶していることにより、共和国の商業、工業若しくは農業、共和国において商業を営む何れかの者若しくは何れかの種類の者の商業、又は共和国における新規の商業若しくは工業の確立が害されており、かつ、ライセンスが付与されることが公共の利益である場合、又は

(e) 共和国における特許物品に対する需要が輸入により満たされており、かつ、特許権者、その実施権者又は代理人により特許物品に課される価格が、特許権者若しくはその前権利者若しくは権利承継人により又はこれらからのライセンスに基づいて特許物品が製造されている国において課されている価格に比して過大である場合

(3) 特許権者又は当該特許に利害関係があるとして登録簿に記載されているその他の者は、所定の方法により、申請に対して異議を申し立てることができる。

(4)(a) 特任裁判官は、申請をその実体について検討し、実施権者が特許物品を共和国に輸入

することを禁じる条件を含めて自己が適切と認める条件で、ライセンスを申請人に付与することを命じることができる。

[(a)は、法律 38/1997 第 45 条(c)により置き換えられた。]

(b) ライセンスの付与を指示する命令は正当化されないと特任裁判官が考える場合は、特任裁判官は、申請を拒絶することができる。

(c) 本条に基づいて付与されるライセンスには、実施権者の正当な利害を適切に保護することを条件として、その付与をもたらした状況が消滅し、かつ、再び生じる虞はないと特任裁判官が考えるときは、特許権者の請求により、当該ライセンスは終了する旨の規定を含めるものとする。

[(c)は、法律 38/1997 第 45 条(d)により追加された。]

(5) 本条に基づいて付与されるライセンスは、非排他的であり、ライセンスに基づく権利がそれに関連して行使された事業又は事業の一部が移転された者に対する場合を除いては、移転することができない。

[(5)は、法律 38/1997 第 45 条(e)により置き換えられた。]

(6) [(6)は、法律 38/1997 第 45 条(f)により削除された。]

(7) 特任裁判官は、ライセンスを付与する条件を定めるに際し、実施権者が負う危険、特許権者が行う研究開発及びライセンス契約を自発的に締結する者との間の契約において通常規定される発明の内容に関する条件を含めて、関係する如何なる事実も考慮に入れるものとする。

(7A) 特任裁判官は、本条に基づいて付与されるライセンスは、登録官により申請が受領された日に付与されたとみなす旨を命じることができる。

[(7A)は、法律 76/1988 第 2 条(b)により挿入された。]

(8) 本条に基づく特任裁判官の命令は、証明されたと特任裁判官が認める濫用を防止する目的で発出される。

(9) 特任裁判官は、本条に基づいて付与されたライセンスを修正し又は取り消すことができる。

(10) ライセンスに付されることがある条件に従うことを前提として、本条に基づく実施権者は、特許に基づく他の実施権者と同じ権利及び義務を有する。

[(10)は、法律 38/1997 第 45 条(g)により置き換えられた。]

(11) [(11)は、法律 38/1997 第 45 条(h)により削除された。]

(12) [(12)は、法律 38/1997 第 45 条(h)により削除された。]

(13)(a) 特任裁判官は、(4)(a)に基づいてライセンスの付与を命じるときは、関係申請人若しくは特許権者又は関係申請に異議を申し立てている者に対して費用を裁定することができる。

(b) 特任裁判官は、そのように費用を裁定するに際し、特に次を考慮に入れるものとする。

(i) 証明されたと特任裁判官が認める濫用の内容及び程度、及び

(ii) 関係特許権者が申請人に対して相応の条件で自発的ライセンスを付与することにより、本条に基づくライセンス申請が回避される可能性があったか否か

(14) 本条の適用上、「特許物品」の表現には、特許された方法に係る組成物若しくは製品又は特許された機械により生産される製品が含まれる。

第 57 条 ライセンスに係る契約の終了

(1) 特許発明を製造し、使用し、実施し、処分の申出をし、処分し又は輸入するための特許

に基づくライセンスに関する契約は、ライセンス付与の基礎となった特許が失効し、取り消され又は他の態様で特許発明の保護を停止する日に終了する。ただし、契約が 2 以上の特許に基づく複数のライセンスに係るものである場合は、特定のライセンスに係る契約部分は、そのライセンスの付与の基礎となった特許が失効し、取り消され又は他の態様で関係発明の保護を停止する時に終了し、また、契約全体は、当該ライセンスすべての付与の基礎となり、かつ、契約が発効した時点で有効であったすべての特許が失効し、取り消され又は他の態様で関係発明の保護を停止する時に終了する。

[(1) は、法律 58/2002 第 10 条により改正された。]

(2) 本条の如何なる規定も、契約又は契約中の条件を本条とは拘りなく終了させる権利に影響を及ぼすものではない。

第 58 条 ライセンスの効果

別段の合意がない場合は、

(a) 特許物品を製造するライセンスは、当該特許物品を使用し、処分の申出をし又は処分する権利を伴い、かつ

(b) 特許方法を使用し又は実施するライセンスは、当該方法に係る製品を製造し、使用し、処分の申出をし又は処分する権利を伴う。

[第 58 条は、法律 58/2002 第 11 条により改正された。]

第 IX 章 特許及び特許出願の譲渡、差押及び抵当権設定

第 59 条 法の適用による特許の譲渡及び移転

(1) 第 39 条(7)の規定に従うことを条件として、特許権者又は特許出願人に帰属する権利は、法の適用により譲渡及び移転が可能であるものとする。

(2) 次のような雇用契約の条件は無効である。

(a) 従業者がその雇用の過程及び範囲以外で行った発明を使用者に譲渡することを当該従業者に義務付けるもの、又は

(b) 従業者が雇用契約の終了から 1 年を経過した後に行った発明に係る当該従業者の権利を制限するもの

第 60 条 特許及び特許出願の譲渡、差押及び抵当権設定

(1)(a) 特許出願人又は特許権者は、出願又は特許における自己の権利を書面により他人に譲渡することができる。

(b) 当該譲渡は、登録官に対する所定の方法による申請及び所定の手数料の納付に基づき、登録簿に登録される。

(c) 当該譲渡は、そのように登録されない限り、譲渡当事者間を除き、無効である。

(2) 特許又は特許出願は、関係強制執行令状又は差押命令を所定の方法で登録簿に登録することにより差し押さえることができる。

(3) 差押が解除された場合は、当該令状又は命令を登録簿に記載させた者は、当該記載を削除させなければならない。ただし、他の如何なる利害関係人も、当該記載が削除されるよう登録官に申請することができる。

(4) 差押は、(2)に基づいて登録した日から3年の期間の満了に伴い、当該期間内に更新されない限り、失効する。

(5) 特許又は特許出願に係る抵当権設定は、所定の方法による申請に基づいて登録簿に記載することができる。

(6) 特許権者又は特許出願人は、本条に基づく差押又は抵当権設定の記載の後、差押又は抵当権設定が行われた特許又は特許出願について譲渡し若しくは債務の目的としてはならず、又は当該特許に基づくライセンスを付与してはならない。

第X章 特許の取消

第61条 特許の取消に係る申請の理由

(1) 何人も、所定の方法により、次の何れかの理由によってのみ、いつでも、特許の取消を申請することができる。

(a) 特許権者が第27条に基づいて特許を出願できる者でないこと

(b) 特許の付与が申請人又は申請人の主張の元となる者の権利の不正取得の結果であること

(c) 関係発明が第25条に基づいて特許可能なものでないこと

(d) 完全明細書において図解又は例示されている発明が実施できないか、又は完全明細書に記載されている成果及び利点をもたらさないこと

(e) 関係完全明細書が、当該発明に係る技術に熟練した者が当該発明を実施することができるように、発明及び発明を実行する方法を十分に説明し、確認しかつ必要な場合は図解若しくは例示することをしていないこと

[(e) は、法律 58/2002 第 12 条により置き換えられた。]

(f) 関係完全明細書のクレームが、

(i) 明確でなく、又は

(ii) 明細書において開示されている内容に適切に基づいていないこと

(g) 特許出願に関して提出した所定の宣言が、重大な虚偽の陳述又は表示であつて、宣言がなされた時に特許権者が虚偽であると知っていたものを包含していること

(h) 特許出願が第36条に基づいて拒絶されるべきであつたこと

(i) 完全明細書が微生物学的方法又はそれによる製品を発明としてクレームし、かつ、第32条(6)の規定が守られていないこと

(2) 取消の申請は、特許権者に送達され、登録官に所定の方法で提出され、その後、所定の方法で処理されるものとする。

(3) 特任裁判官は、特許を取り消すべきか又は特許を支持すべきか、また、支持する場合であつて明細書若しくは明細書のクレームに補正が必要なきときは如何なる補正を施すべきかを決定する。ただし、特任裁判官は、第51条(6)又は(7)に抵触する補正を認めてはならない。更に、特任裁判官は、費用について裁量権を行使するに際し、特許権者がその明細書及びクレームを作成し、かつ、作成されたようにこれらを保つ際の特許権者の行為を考慮に入れることができる。

第62条 複数の発明から構成される特許

特許は1の発明にのみ付与されるが、何人も、手続において、特許が複数の発明から構成

されているとの理由で当該特許に異議を申し立てることはできない。

第 63 条 発明者は一定の状況において詐欺を理由とする取消の後に特許を取得することができる

特許が詐欺を理由として取り消された場合、又は詐欺により取得された特許が放棄され若しくは取り消された場合は、特任裁判官は、関係発明の発明者又はその譲受人若しくは法律上の代表者が本法の規定に基づいて行った申請に基づき、発明の全部又は一部に係る特許であって取り消された特許と同じ日付のものをその者に付与するよう指示することができる。

第 64 条 特許の自発的放棄

(1) 特許権者は、いつでも、所定の方法で登録官に通知することにより自己の特許の放棄を申し出ることができ、かつ、登録官は、当該特許に利害関係を有することが登録簿に示されている者に当該申出について通知する。

(2) 利害関係人は、所定の期間内に、特許の放棄に対する異議を書面により登録官に申し立てることができる。

(3) 異議申立がない場合又は特許権者及び異議申立人に聴聞を受ける機会を与えた後に登録官が異議申立を却下した場合は、特許は、放棄の申出が登録官に受領された日に取り消されたとみなされ、登録官は、特許の取消を公報に公告し、登録簿に所要の記載を行うものとする。

(4) 特許を放棄する申出は、当該特許の侵害又は取消に係る手続が特任裁判官又は裁判所の下で係属している間は、当該手続の当事者の同意がある場合を除いて、考慮してはならない。

第 XI 章 侵害

第 65 条 侵害訴訟

(1) 第 53 条(3)の規定に従うことを条件として、特許侵害に係る訴訟は、特許権者が提起することができる。

[(1) は、法律 58/2002 第 13 条により改正された。]

(2) 侵害訴訟は、所定の方法により提起し、遂行するものとする。

(3) 侵害訴訟における原告は、次による救済を受けることができる。

(a) 差止命令

(b) 侵害製品又は侵害製品が不可分の一部となっている物品若しくは製品の引渡し、及び

(c) 損害賠償

[(3) は、法律 76/1988 第 3 条(a)により置き換えられた。]

(4) 侵害訴訟において、被告は、特許の取消を求める反対請求を行い、かつ、防御の方法として、特許を取り消すことができる何れかの理由に依拠することができる。

(5) 侵害訴訟において、原告は、訴訟手続を開始する前に、登録簿に名称が登録されている当該特許に基づくすべての実施権者に対してそれについて通知しなければならない、かつ、当該実施権者は、共同原告として訴訟に参加することができる。

[(5) は、法律 76/1988 第 3 条(b)により置き換えられた。]

(6) 原告は、その選択するところにより、損害賠償の代わりに、当該特許に関して実施権者

又は再実施権者が支払う筈であった相応のロイヤルティに基づいて計算された額の裁定を受けることができる。

[(6)は、法律 76/1988 第 3 条(c)により追加され、かつ、法律 38/1997 第 46 条により置き換えられた。]

第 66 条 侵害に対する損害賠償に係る制限

(1) 特許権者は、侵害の日において特許の存在を認識せず又は認識する相応の手段を有していなかったことを証明する被告に特許侵害に対する損害を賠償させることはできず、また、物品に「特許」若しくは「特許済」の語又は当該物品について特許が取得されたことを表現若しくは意味する語が押印され、彫り込まれ、印刷され又はその他の方法で当該物品に用いられている場合において、その標記は、これらの語が特許番号を伴わない限り、当該特許の存在に係る通知であるとはみなさない。ただし、本条の如何なる規定も、差止命令に係る手続に影響を及ぼすものではない。

(2) 当該特許の番号を開示することなく、何らかの発明が特許を受けていることを表示する者であって、当該特許の番号を知らない他人から書留郵便で書面により特許の番号を請求されているものは、当該他人による当該特許の侵害であって、前記の表示をした時に始まり当該他人が最初に言及した者から書面により当該特許の番号の通知を受けた日から 2 月後に終わる期間中に行われたものに関しては、当該他人に損害を賠償させること又はこれに対する差止命令を取得することはできない。

(3) (2)にいう請求を行った者で、同項にいう期間中に発明を製造し、使用し、実施し、処分の申出をし、処分し若しくは輸入する目的で資金、時間又は労力を費やしたものは、所定の方法により、特任裁判官に対し、そのように合理的に費やされた資金、時間又は労力についての補償に関する申請をすることができ、特任裁判官は、適切と考える命令を発出することができる。

[(3)は、法律 58/2002 第 14 条により改正された。]

(4) 所定期間内における所定更新料の不納の後であって当該納付期間の延長前に行われた特許侵害に関して訴訟手続が提起される場合において、特任裁判官は、適切と考えるときは、当該侵害に関して損害賠償の裁定を拒絶することができる。

(5) 第 51 条に基づいて明細書の補正が認められた場合は、特任裁判官は、その裁量により、当該補正が認められる前に行われた侵害行為に関して損害賠償の裁定を拒絶することができ、かつ、特任裁判官は、その裁量権の行使に当たり、明細書を作成し、補正されない形で残したことに係る特許権者の行為を考慮に入れることができる。

第 67 条 新たな製品に関する推定

(1) 製品を生産するための方法又は装置の特許に関するクレームは、クレームされた方法又は装置により生産された製品にも及ぶものと解する。

(2) 特許を付与される発明が新たな製品を得るための方法である場合、当該特許の所有者又は当該特許に基づく実施権者以外の者により生産される同じ製品は、別段の証明がなされない限り、如何なる訴訟においても、当該方法により得られたとみなす。

(3) 特任裁判官は、ある者が(2)により課された証明責任を果たしたか否かを考慮するに当たり、当該製品を生産するに際して当該人が使用した秘密の方法を開示することを当該人に義

務付けてはならない。ただし、このことは、そうすることが不合理であると特任裁判官が考える場合に限られる。

第 68 条 一部有効な明細書の侵害に係る救済

特許の侵害訴訟において、侵害が申し立てられている完全明細書中の何れかのクレームは有効であるがその他のクレームは何れも無効であると特任裁判官が判断する場合は、第 66 条 (5) に記載される規定に拘らず、次の規定が適用される。

(a) 訴訟手続において明細書中の何れかのクレームの無効を理由として特許の取消を求める反対請求が行われた場合は、特任裁判官は、特許権者が特任裁判官により付された条件に基づく明細書の補正を行うために必要であると認められる期間中は、それについて発出された命令の適用を延期することができ、また、特任裁判官は、反対請求について発出される命令に適切と考える条件を付することができる。

(b) (a) に基づいて明細書が補正された場合は、特任裁判官は、費用について自ら発出する命令及び損害算定の起算日についての命令に従うことを条件として、補正前に有効であり侵害されていると判断されたクレームに関して救済を与えることができ、かつ、その裁量権を行使するに当たり、補正前に無効であると判断されたクレームを明細書に挿入し又はそのようなクレームを明細書に残した特許権者の行為を考慮に入れることができる。

第 69 条 非侵害に係る宣言

(1) 特任裁判官は、次が証明された場合は、何らかの方法の何人かによる使用又は何らかの物品の何人かによる製造、使用、処分の申出、処分若しくは輸入が特許侵害とはならない旨の宣言を、当該人と特許権者との間の訴訟において、特許権者が別段の主張を行わなかったとしても、行うことができる。

(a) 当該人が、特許権者に対して書面により主張される宣言の効果について書面による確認を求め、かつ、特許権者に当該方法又は物品の十分な詳細事項を提供したこと、及び

(b) 特許権者が当該確認を行わなかったこと

[(1) は、法律 58/2002 第 15 条により改正された。]

(2) 本条に基づいて提起された宣言に係る手続のすべての当事者の費用は、特任裁判官が適切と考える方法により裁定される。

第 69A 条 非侵害行為

(1) 非商業的規模で、かつ、何らかの製品の製造、生産、流通、使用又は販売を規制する法律に基づいて要求される情報の取得、展開及び提出に合理的に関連する目的のみで特許発明を製造し、使用し、実施し、処分の申出をし、処分し又は輸入することは、特許侵害行為とはならない。

(2) (1) にいう情報の取得、展開又は提出以外の目的で、(1) に基づいて製造され、使用され、輸入され又は取得された特許発明を保有することは認められない。

第 70 条 侵害訴訟をもってする理由のない脅迫に係る救済

(1) 何人かが回状、広告その他により特許侵害訴訟をもって他人を脅迫する場合において、それにより被害を受けた者は、脅迫を行う者が特許又は特許出願について権利又は利害関係

を有するか否かに拘りなく、その者に対して訴訟を提起し、当該脅迫は不当であるとの趣旨の宣言及び当該脅迫の継続に対する差止命令を取得することができ、かつ、当該脅迫により被った損害があればそれを賠償させることができる。このとき、訴訟をもってする脅迫の対象である行為が、原告により無効であることが示されていない明細書中のクレームに関して特許侵害を構成し、又は実施されれば構成するであろうことを、脅迫を行う者が証明する場合はこの限りでない。ただし、何人かに宛てた回状、広告又は通信であって、所有者がその利益を保護するために依拠する特定の特許の存在の通知のみから成るものは、それ自体では、侵害訴訟をもってする脅迫であるとはみなされない。

(2) かかる訴訟における被告は、訴訟における反対請求により、脅迫に関連する特許の原告による侵害に係る別個の訴訟において、被告が受けることができる救済を申請することができる。

第 71 条 条約国の船舶、航空機及び陸上車両に係る特則

(1) 本条の規定に従うことを条件として、特許権者の権利は次によって侵害されているとはみなさない。

(a) 条約国の船舶での船体又は機械、船具、装置その他の付属品における特許発明の使用であって、当該船舶が共和国の領海に一時的又は偶然にのみ入り、かつ、当該発明が専ら当該船舶の現実的必要性にのみ使用される場合、又は

(b) 条約国の航空機、陸上車両又はこれらの付属品の構造又は機能における特許発明の使用であって、当該航空機又は車両が共和国に一時的又は偶然にのみ入る場合

(2) 本条の適用上、船舶及び航空機は、これらが登録されている国の船舶及び航空機であるとみなし、陸上車両は、所有者が通常居住している国の車両であるとみなす。

第 XII 章 証拠

第 72 条 証拠としての登録簿

(1) 登録簿から特許の所有者又は出願人であると見られる者は、登録簿から他人に付与されていると見られる権利に従うことを条件として、その所有者として特許又は特許出願を処理する権限を有する。

(2) (1)の規定は、善意の実施権者、購入者、譲渡抵当権者又は判決債権者以外の者として、かつ、前記の所有者又は出願人の側で詐欺の認識がない状況で、当該所有者又は出願人と取引する者を保護しない。

(3) 第 52 条の適用の場合を除いては、第 10 条に基づいて登録簿に記載が行われていない書類又は証書は、特任裁判官又は裁判所が十分に示された理由に基づいて別段の指示を行わない限り、如何なる手続においても、特許若しくは特許出願又はこれらに係る利益に対する権原を証明するための証拠として認められない。

(4) 第 52 条の適用の場合を除いては、登録簿から特許又は特許出願に利害関係があると見られない者は、特任裁判官又は裁判所が十分に示された理由に基づいて別段の指示を行わない限り、如何なる手続においても、当該利害関係を証明することを認められない。

(5) 登録簿は、本法により登録簿に記載することを指示され又は認められた事項の一応の証拠である。

第 73 条 一応の証拠としての登録官の証明書

(1) 登録官により署名されたとされる証明書であつて、本法により記入することを認められた記載が行われた若しくは行われなかったとの趣旨のもの、又は本法により行うことを認められたその他の事が行われた若しくは行われなかったとの趣旨のものは、当該証明書に特定された事項の一応の証拠である。

(2) 登録簿中の記載事項若しくは特許庁に保管される書類の写しとされる写し、又は登録簿若しくはそのような書類からの抜粋とされる抜粋であつて、登録官が証明しかつ特許庁の印章を捺印したとされるものは、更なる証明又は原本の提示なしに、特任裁判官及びすべての裁判所における証拠として認められる。

(3) 書類又は帳簿にこれらが公衆の利用に供された日とされる日付が付されている場合は、当該日付は、別段の証明がなされない限り、当該書類又は帳簿が公衆の利用に供された日付であるとみなす。

第 74 条 有効性の証明

(1) 手続において完全明細書中のクレームの有効性が争点となる場合において、特任裁判官又は場合に応じて裁判所は、当該クレームが有効であると判断するときは、その旨を証明することができる。

(2) その後の手続において当該クレームの有効性を何れかの当事者が非難したが成功しなかった場合は、当該当事者は、特任裁判官又は場合に応じて裁判所が別段の指示を行わない限り、他方当事者に対し、当該他方当事者に係る当該クレームについての特許代理人、特許弁護士又は弁護士と依頼人との間の費用、料金及び経費の全額を支払わなければならない。

第 XIII 章 特任裁判官及び裁判所への不服申立

第 75 条 登録官についての特任裁判官への不服申立

登録官の決定については特任裁判官に不服申立を行うことができ、特任裁判官は、当事者及び登録官が希望する場合は登録官を聴聞し、かつ、当該事件について適切と認める命令を发出する。

第 76 条 特任裁判官についての裁判所への上訴

(1) 本法に別段の規定がある場合を除き、特任裁判官の下での手続の如何なる当事者も、当該手続における特任裁判官の命令又は決定について上訴することができる。

[(1)は、法律 76/1988 第 4 条(a)により置き換えられた。]

(2)(a) すべての上訴は、単独裁判官の民事命令又は決定についての上訴に係る法律により定められる方法により記録かつ遂行され、かつ、1959 年高等裁判所法(法律 59/1959)第 20 条及び第 21 条が準用されるものとする。

[(a)は、法律 44/1986 第 4 条及び法律 76/1988 第 4 条(b)により置き換えられた。]

(b) 裁判所は、かかる上訴について次を行うことができる。

(i) 上訴された命令又は決定を公正に確認し、変更し又は無効にすること

(ii) 上訴に係る判断のために十分な証拠又は情報が記録から得られない場合は、一層の証拠

調べ又は一層の情報の提示についての指示を付して、当該事件を特任裁判官に差し戻すこと
(iii) 公正、迅速かつできる限り費用のかからない事件解決をもたらすような他の方針をとること

(iv) 費用について公正な命令を下すこと

(3)-(5) [(3)-(5)は、法律 76/1988 第 4 条(c)により削除された。]

第 77 条 特任裁判官の決定を最終のものとして受け入れる合意

特任裁判官の下の手続において、当事者は、聴聞の前に、最終決定のために紛争事項を特任裁判官に提出することに書面により合意することができ、かつ、所定の方法により、特任裁判官にそのように申請することができ、また、このような合意がある場合は、特任裁判官の命令又は決定は、当該当事者を拘束し、最終的かつ決定的であり、かつ、上訴の対象とすることができない。

第 XIV 章 国による発明及び特許に係る権利の取得

第 78 条 国による発明又は特許の取得

大臣は、合意される条件に基づいて、国に代わって発明又は特許を取得することができる。

第 79 条 一定の特許の国への譲渡

(1) 1968 年武器開發生産法(法律 57/1968)第 1 条に定義される武器に関する発明の所有者は、国防大臣に要請された場合は、当該発明を又は当該発明に基づいて取得したか若しくは取得する特許を、国に代わる同大臣に譲渡しなければならない。

(2) 譲渡及びこれに含まれる合意は、有効であり、かつ、国防大臣の名称による適正な手続により執行することができる。

(3) 発明がこのように譲渡された場合は、国防大臣は、登録官に対して書面をもって通知することにより、発明及び発明を実施する方法を秘密にしておくよう指示することができる。

(4) (3)に基づく通知が発出された発明に関して特許庁が受領するすべての願書、明細書、明細書の補正又は図面は登録官により封印されるものとし、かつ、かかる願書、明細書、図面その他の書類の内容は、国防大臣の書面による許可なしに漏洩してはならない。

(5) このような発明に係る特許は、所有者の名義で作成し捺印することができるが、この特許は、所有者にではなく国防大臣に交付され、国の所有物になるものとし、かつ、特許の取消に係る手続の対象とはならない。

(6) このような発明を国防大臣若しくは発明を調査することを同大臣に許可された者に対して通知することも、又は当該人により調査の目的で行われる如何なる事も、発明に係る特許の付与又は有効性を害するような発明の公表又は使用であるとみなしてはならない。

(7) 国防大臣は、登録官に対して書面をもって通知することにより、秘密にしておくように指示していた発明をもはや秘密にしておく必要がない旨を指示することができ、それに伴い、明細書及び図面は公表することができる。

(8) 国防大臣は、発明又は特許の所有者に対し、合意されるか若しくは合意がない場合は仲裁により又は当事者が合意するときは特任裁判官により決定される相応の補償を支払うものとする。

第 80 条 大臣は一定の状況において発明を秘密にしておくことを義務付けることができる

(1) 大臣は、国益のために何れかの発明に係る願書、明細書、図面その他の書類を秘密にしておくべきであると考える場合は、登録官に対し、当該発明を秘密にしておくよう、かつ、出願人にその旨を通知するよう命じることができ、また、何れかの国務大臣が国に代わって当該発明を取得することを希望する場合は、第 79 条の規定が可能な限り適用されるものとし、かつ、この目的で、第 79 条における国防大臣への言及は、当該国務大臣への言及であるとみなす。

(2) 本条に基づいて大臣が発出した命令が取り下げられる場合は、当該命令の対象であった出願に関して当該命令の日の前に本法に基づいて取られた措置であって、当該命令の結果として中断されたものは、中断がなかったものとして取り進めることができ、かつ、当該命令が登録官に出された日とその取下の日との間に経過した期間は、本法により又は本法に基づいて定められた期間の算定において考慮に入れない。

(3) 発明の所有者が(1)に基づく命令に従って当該発明が秘密にしておかれたことを理由として損失又は損害をこうむった場合は、大臣は、その者に対し、合意されるか又は合意がない場合は仲裁により又は当事者が合意するときは特任裁判官により決定される相応の補償を支払うものとする。

第 XV 章 違法行為及び罰則

第 81 条 登録簿に虚偽の記載事項を記入すること、又は虚偽の記載事項若しくは写しを作成、提示若しくは提出することに対する罰則

虚偽であることを知りつつ、

(a) 虚偽の記載事項を登録簿に記入し若しくは記入させる者、

(b) 登録簿の記載事項の写しであると偽って主張する書面を作成し若しくは作成させる者、又は

(c) 当該記載事項又はその写しを証拠として提示若しくは提出し、又は提示若しくは提出させる者は、

違法行為の責めを負い、有罪判決があった場合は、1,000 ランド以下の罰金若しくは 12 月以下の禁固、又はかかる罰金及び禁固の双方を科される。

第 82 条 特任裁判官、登録官又は職員を欺き又はこれらに影響を及ぼす目的で虚偽の陳述を行うことに対する罰則

(a) 登録官、特任裁判官若しくは本法の規定の執行に係わる何れかの職員を欺く目的で、又は

(b) 本法に関する何らかの事柄若しくは本法に基づく何らかの事項を履行し若しくは履行せず、又は履行若しくは不履行に影響を及ぼす目的で、

虚偽であることを知りつつ虚偽の陳述又は表示を行う者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があった場合は、1,000 ランド以下の罰金若しくは 12 月以下の禁固、又はかかる罰金及び禁固の双方を科される。

第 83 条 特許庁の職員又は従業者による特許の取引の禁止

- (1) 特許庁の職員又は従業者で、発明、特許又は特許に基づく権利を購入し、売却し、取得し又は取引する者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があった場合は、500 ランド以下の罰金を科される。
- (2) 特許庁の職員若しくは従業者による又はこれらの者に対する発明又は特許の一切の購入、売却又は取得及び一切の譲渡は無効となる。
- (3) 本条の如何なる規定も、発明者、又は遺贈による取得若しくは法の適用による承継には適用されない。

第 84 条 「特許庁」の文言の不正使用に対する罰則

自己の営業所、自己が発出する書類その他に、「特許庁」の文言又は自己の営業所が特許庁と公的に関連していること若しくは特許庁であることを示唆するその他の文言を使用する者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があった場合は、100 ランド以下の罰金若しくは 3 月以下の禁固、又はかかる罰金及び禁固の双方を科される。

第 85 条 物品が特許を受けているとの一定の虚偽表示に対する罰則

- (1) 次のことを行う者、すなわち、
 - (a) ある物品が特許物品であるとの虚偽表示を行う者、又は
 - (b) ある物品について特許出願が行われていないこと又はある物品についての出願が拒絶され、取り下げられ若しくは無効になったことを知りつつ、当該物品が特許出願の対象である旨を表示する者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があった場合は、1,000 ランド以下の罰金若しくは 12 月以下の禁固、又はかかる罰金及び禁固の双方を科される。
- (2) 「特許」、「特許済」又は当該物品が特許を受けていることを表現若しくは意味するその他の語が押印され、彫り込まれ、印刷され若しくはその他の方法で用いられている物品、又は当該物品が特許を受けていることを表現若しくは意味する方法で何らかの標記が用いられている物品をある者が処分する場合は、当該人は、本条の適用上、当該物品が特許物品であることを表示しているとみなす。
- (3) (2)の規定は、通常の業務の過程において善意で物品を処分する者には適用されない。ただし、このことは、当該人が、求められた場合、当該物品を取得した相手の者の身元を開示することを条件とする。
- (4) (1)(a)又は(b)という表示により害されていると考える者は、当該表示の継続に対する差止命令を特任裁判官に請求することができる。

[第 85 条は、法律 67/1983 第 8 条により置き換えられた。]

第 XVI 章 雑則

第 86 条 書類は郵送できる

本法に基づいて特許庁又は登録官その他の者への提出、差出し若しくは引渡しを認められ又は求められる申請、通知又は書類は、手交若しくは郵送することができる。

第 87 条 送達宛先

(1) 申請人その他の関係人は、本法に基づいて提出若しくは引渡しを認められ又は求められるすべての申請、通知その他の書類とともに、所定の方法により、送達宛先としての共和国内の宛先を提出しなければならないが、かつ、この宛先は、本法の適用上、当該申請人その他の者の宛先とみなされ、当該申請、通知その他の書類に関するすべての書類は、これらを当該送達宛先に配達し又は送付することにより送達することができる。

(2) 送達宛先は、所定の方法による通知により変更することができる。

第 88 条 期間の計算

(1) 本法によりある期間がある行為の実行から始まるものとして定められている場合は、当該期間は、当該行為の実行の翌日に始まるものとして計算する。

(2) 本法に基づいて、ある行為を行うことができ若しくは行うことを求められるか、又はある書類を提出することができる若しくは提出することを求められる最終日が特許庁の非就業日に当たる場合は、当該行為又は当該書類は、特許庁の次の就業日に行い又は提出することができる。

第 89 条 手続における不備の容赦又は訂正

登録官又は特任裁判官は、自己の下での手続における不備の容赦又は訂正を認めることができる。ただし、かかる容赦又は訂正が何人の利益も損なわないものであることを条件とする。

第 90 条 契約から排除される一定の条件

(1) 特許物品の販売又は特許に基づくライセンスに係る契約の条件であって次の何れかの効果を有するものは、無効である。

(a) 販売者若しくは実施許諾者又はこれらの被指名者以外の者が供給又は所有する何らかの物品(特許を受けていると否とに拘りない。)を購入又は使用することを購入者又は実施権者に禁止又は制限すること

(b) 当該特許に保護されていない何らかの物品又は方法を利用することを実施権者に禁止又は制限すること

(c) 当該特許により保護されていない何らかの物品を販売者、実施許諾者又はこれらの被指名者から取得することを購入者又は実施権者に義務付けること

(d) 当該特許により保護されている何らかの物品について特定の最低再販売価格を守ることが購入者に義務付け又は仕向けること、又は

(e) 当該発明が特許を受けていない国における当該発明の製造、使用、実施又は処分を禁止又は制限すること

(2) 本条の如何なる規定も、

(a) ある者が特定の者の商品以外の商品を販売することを禁止する契約条件に影響を及ぼすものではなく、又は

(b) 特許物品の賃貸借に係る契約又は特許物品を使用するライセンスの条件であって、それにより賃貸人又は実施許諾者が、特許物品を整備し又は良好な状態に保つために必要な当該物品の新しい部品(通常の商業取引物品以外のもの)を供給する権利を自己又はその被指名者に留保するものに影響を及ぼすものでもない。

第 91 条 規則

大臣は、次に関して規則を設けることができる。

- (a) 財務大臣の同意を得て、手数料を納付すべき事項及び手数料の表を定めること
 - (b) 登録官又は特任裁判官の下での手続に関連して賦課することが認められる手数料の表を定めること
 - (c) 登録官又は特任裁判官の下での手続を定めること
 - (d) 本法に基づき登録官又は特任裁判官の下での手続に関連して送達することが求められている通知その他の書類の送達について定めること
 - (e) 特許庁における記録の維持保管、当該記録を特許庁から移して他の場所に保管すること及び当該記録を廃棄する条件を含め、特許庁の運営及び管理について規定すること
 - (f) 本法に規定される申請、通知又は様式の内容について定めること
 - (g) 本法に基づいて規則により定めることを求められ又は認められているその他の事項
- 更に、一般的に、特許協力条約を履行し若しくは同条約を施行するために又は本法の目的を達成するために定めることが必要又は適切と大臣が考える事項

[第 91 条は、法律 38/1997 第 47 条により改正された。]

第 92 条 以前の法律の改正

大学法(1955 年第 61 号)第 16 条の 2(1)を(c)及び(g)を削除することにより改正する。

第 93 条

大学法(1955 年第 61 号)第 16 条の 12(1)(a)を次のとおり改正する。(a)から(v)を削除する。(v)は(vi)により置き換える。

第 94 条

大学法(1955 年第 61 号)第 16 条の 13 を(2)を削除することにより改正する。

第 95 条 法律の廃止

第 3 条、第 5 条(2)、第 7 条(2)、第 10 条(4)、第 20 条(2)、第 22 条(1)及び第 30 条(3)の規定に従うことを条件として、附則に掲げる法律は、当該附則の第 3 欄に記載する範囲で廃止される。

第 96 条 略称及び施行

本法は 1978 年特許法と称し、1979 年 1 月 1 日に施行する。ただし、第 21 条は本法の公布時に施行され、第 32 条(6)は官報での布告により大統領が定める日に施行される。

附則 廃止される法律

法律の番号及び年	略称	廃止の範囲
法律37/1952	1952年特許法	全体
法律28/1953	1953年特許改正法	全体
法律82/1959	1959年大学改正法	第14条及び第15条
法律50/1960	1960年特許改正法	全体
法律61/1963	1963年特許改正法	全体
法律80/1964	1964年一般法律改正法	第16条, 第17条, 第18条及び第19条
法律54/1967	1967年特許改正法	全体